

HIMAWARI MAGAZINE

2023 / AUTUMN

RECOMMENDATIONS FOR THE FUTURE

上村岩男の”直言直行” - 未来に誇る日本のために -



Saneido Corporation
KAMIMURA IWAO



有料老人ホーム・寮・社宅
のリリーフシステム
株式会社 三英堂商事

Table of Contents

目次



はじめに	Page 04	配偶者の呼び方は時代と共に歩む — 言葉の選択は多様性の実現か — 2023.07.26放送	Page 16	バブル経済から30年ぶりの 株価上昇に湧く日本、 本当の株主は一体誰なのか — 名古屋学院大学 教授 坂東洋行さま — 2023.08.23放送	Page 36	自社製作映画 「こわれること いきること」	Page 72
アルツハイマー型認知症について — 医学の進歩は「ミクロの決死圏 (Fantastic Voyage)」に迫れるか — 2023.07.12放送	Page 06	恐竜絶滅の真実 — 定説は揺らぎの中にあり — 2023.07.26放送	Page 22	インボイス(適格請求書)導入の課題 — 事業者インボイス制度の 本質が共有されているか — 2023.09.13放送	Page 50	施設紹介	Page 74
食の未来を変える培養肉 — 育てるから「細胞を増やす」へ — 2023.07.12放送	Page 12	人造人間の脅威が迫る 私たちの未来社会 — 果たして人類は AI に支配されてしまうのか — 2023.08.09放送	Page 26	ゴルフ場の裏側知っていますか? — 株式会社ターフ・コントラクト 代表取締役社長 砂山武則さま — 2023.09.27放送	Page 60		

はじめに

株式会社三英堂商事は、不動産、福祉事業を展開しております。因みに首都圏を中心に介護付有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅、地域密着型のグループホームを運営しております。

又、現下に於いて世界情勢を見る時ウクライナ問題は1年8ヶ月を経ましたが、停戦など平和への道筋は霧の中にあります。更には先日、中東に於て、イスラエルに対してハマスの攻撃が勃発し、悲惨な戦火が届いています。私したちは世界の平和が一日も早く訪れることを願うばかりであります。

さて、今年はおかねてご案内の、企画、立案から6年を要した弊社製作映画「こわれること いきること」が5月26日より全国公開となりました。驚くことに6月30日から7月2日にて開催された宮古島チャリティー国際映画祭にて最優秀作品賞、最優秀俳優賞（藤田朋子）のダブル受賞の栄冠をいただきました。これも一重に多くの皆様方のご支援の賜物と、ここに心より厚く御礼申し上げます。

当マガジンは小生の愚著「人生の最後を「感動」で締めくくる！ 介護施設選び5つのポイント」（幻冬舎）の発刊が端緒となり、軽井沢エフエム放送様が制作する「軽井沢ラジオ大学」の講座として、本年（2023年）より「上村岩男の直言直行ー未来に誇る日本のためにー」（毎月第二・第四水曜日）にて放送した内容を、テキストで読みたいという声にお応えする形で、弊社が展開する介護付有料老人ホーム「家族の家ひまわり」に由来する「HIMAWARI MAGAZINE」（ひまわりマガジン）として刊行し、季節ごとに発刊しているものです。

今回お届けします2023年版秋号では、「上村岩男の直言直行ー未来に誇る日本のためにー」（7月、8月、9月）に放送した内容をお届けさせて頂きました。何か一つでもご参考になれば製作者として望外の喜びであります。

株式会社三英堂商事
代表取締役社長
上村 岩男





アルツハイマー型 認知症について

— 医学の進歩は
「ミクロの決死圏(Fantastic Voyage)」に迫れるか —

2023/07/12

高 齢化社会を迎えて、身近で私たちの日常生活の中で接する機会が多くなってきた「認知症」の問題について考えてみたいと思います。「認知症」の定義なんですが、「脳の病気や障害など様々な原因によって、認知機能が低下し、日常生活の全般に支障が出てくる状態」と定義しています。症状の初期の段階は、外見上加齢などによる単なる物忘れに見える事が多いと思われま。しかし、症状が進行すると仕事や家事などこれまで普段やってきた事にミスが多くなったり、お金の勘定が難しくなる、慣れ親しんだ道で迷う、会話による意思疎通が困難になるとか、不安になり気力が減退する、妄想があるなどの様々な外見上サインがはっきりと出てくるんですね。

認知症は脳の病気や障害などの様々な原因で、認知機能が低下します。認知症にはいくつかの種類がありまして、今日のテーマであります「アルツハイマー型認知症」は、認知症の中で最も多くて、脳の神経が変性して脳の一部が委縮していく病気です。次に多いのが脳梗塞や脳出血などの脳血管障害による血管性認知症です。血管性認知症とアルツハイマー型認知症が合併している患者さんも多いんですね。その他に、現実に見えないものが見える幻視や、手足が震えたり、歩幅が小刻みになって転びやすくなる症状(パーキンソン症状)が現れるレビー小体型認知症。また、スムーズに言葉を発することが出来ない、言い間違いが多い、感情の抑制が効かなくなる、社会のルールが守れなくなるといった症状が現れる、前頭側頭型認知症といったものもあります。



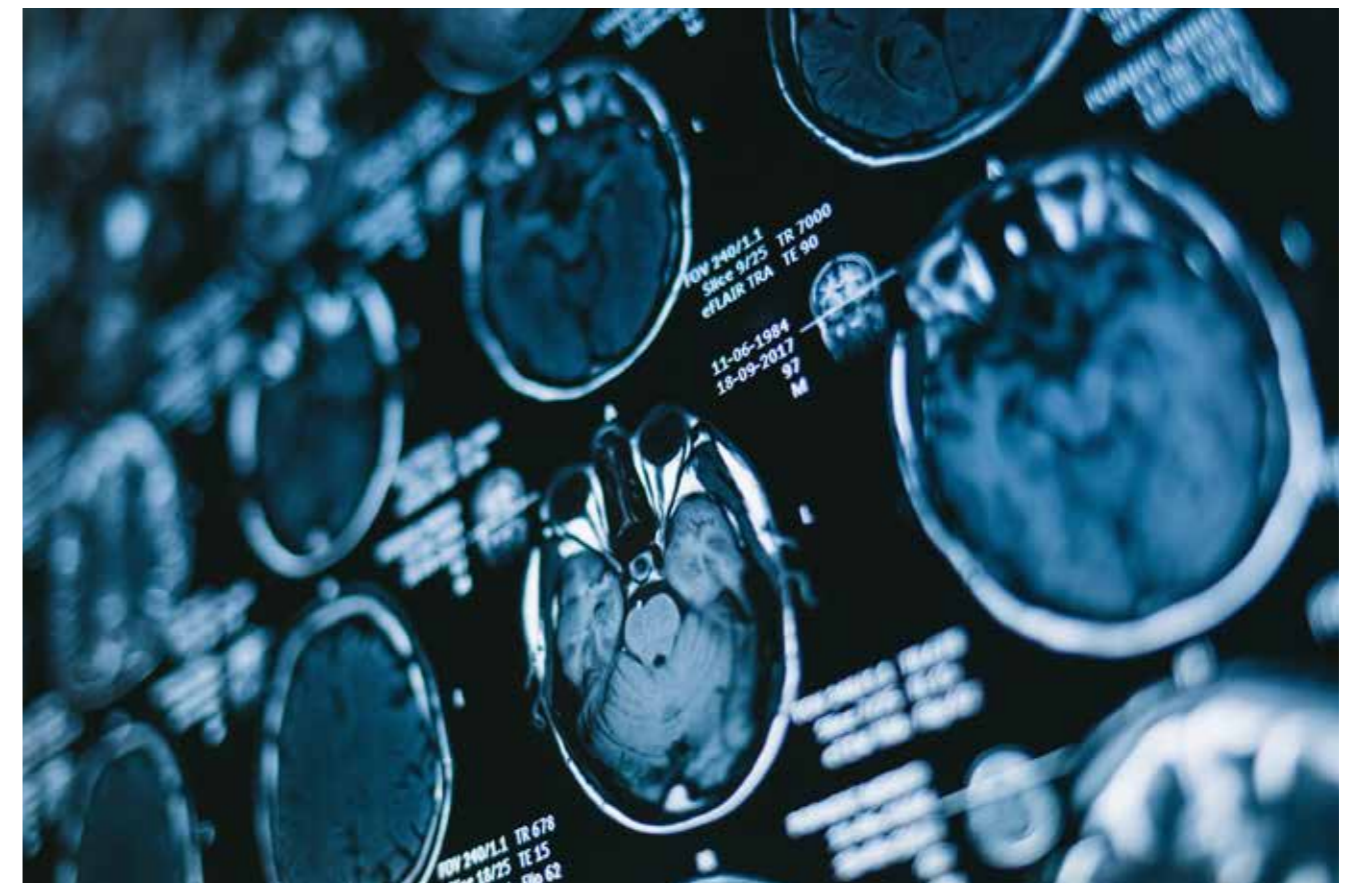
加齢と共にこの認知症は発症しやすくなります。日本における65歳以上の認知症の数は600万人(2020年現在)と推計されておりまして、2025年には約700万人、実に高齢者の約5人に1人が認知症になりうる可能性があると言われています。ですから、認知症への理解を深めて、患者との共生の道を模索する社会環境の成就が重要になって来るかと思えます。また、若い世代でも脳血管障害やアルツハイマー型認知症の若年性認知症の患者数は約35,000人いると推計されています。このアルツハイマー型認知症の原因というのは実は良く判っていないんですね。とはいえ、アミロイドとタウの2つのたんぱく質が脳内に蓄積することで、神経細胞に障害が起きて細胞が減少するのではと考えられています。

アルツハイマー型認知症は、発症のリスクを高める危険因子がいくつかあることがわかっていて、例えば糖尿病や高血圧などの既往症がある人が挙げられます。アルツハイマー型認知症は記憶に深く関わる脳の海馬の部位辺りから委縮が始まります。一般的な初期の症状は昔の記憶は良く思い出すが、最近の身の回りの出来事を覚えられない、同じ事を繰り返し聞く、物を置いた場所を思い出せない、今日の日付が分からない、他には、この様な症状に加え、物を盗まれたと妄想したり、無気力、口数の減少などの症状を伴う場合もあります。さらには、症状が進行すると、昔の事も忘れる、自分の居場所が特定出来ない、家族や孫の顔を認識出来ないなどに至ります。

日常生活で本来自分で出来なければならない食事の摂取、衣類の着脱、トイレの排泄、入浴などの動作が他者の支援を受けないと出来ない。さらには徘徊や攻撃的になったり、夜間せん妄(いわゆる夜になると興奮して騒いだりする)などの症状が見られるようになります。そこで、このアルツハイマー型認知症の検査と診断なんですけど、まず問診で症状を確認して、一般的、神経学的診察を行い、認知機能のテストが行われます。アルツハイマー型認知症では、脳の海馬やその周囲、頭頂葉辺りが委縮する特徴がありますから、頭部のMRI・CT検査で脳の萎縮の有無の確認がなされます。また、採血や脳の血流の検査や脳波などの検査が行われます。そこでこのアルツハイマー型認知症に対する治療なんですけど、症状を改善したり、進行を遅らせる薬はあるんですけど、根本的に治す治療法は現在の所残念ながら無

いんですね。物忘れ妄想や夜間せん妄には抗精神病薬、睡眠障害には睡眠薬、抑うつ状態には抗うつ薬が処方されますが、これ等の薬は結構副作用が強いので余り強くは奨められないですね。

この様な薬物療法もさることながら、ケアやリハビリテーションとして、ウォーキング等の運動療法、楽器を使った音楽セラピー、過去の事を振り返る回想法などが有効とされています。アルツハイマー型認知症の人に対する接し方は心身の状態や安定・向上において重要なケアとなるんですね。そこで接し方のポイントは次の様なものが挙げられます。まず1放置せず見守る、2使う言葉はわかり易い簡潔な言葉にする、3孤独にさせない、4スキンシップを頻繁に取り入れる、5急な環境の変化は避けるなどですね。





さて、ここで予防について考えてみたいと思うんですが、アルツハイマー型認知症のリスク要因としては、先程も少し触れましたが、糖尿病、高血圧、肥満、うつ病、聴覚障害、喫煙、アルコール依存症、運動不足や社会的非接触などが考えられます。ですから、アルツハイマー型認知症のこれだという予防方法はありませんので、日頃から生活習慣の改善に取り組む以外特効薬はなさそうですね。

ここでこのアルツハイマー病の新薬の出現について触れて見たいと思います。実はこの度、早期アルツハイマー病の進行を抑えるとされる新たな治療薬の実用化が近づいておりまして、有効性や副作用の検証はこれからなんですけど、それはアメリカで迅速承認された「レカネマブ」という薬なんです。この分野で30年近く研究してきた、柳沢勝彦・国立長

寿医療研究センター名誉研究所長は、時間をかけて有効性と安全性を確認すべきとしつつも「アルツハイマー病の制圧という長いトンネルの向こうに光が見えて来た様に感じる」と話しているんですね。この「レカネマブ」という新薬はアルツハイマー病の原因とされるたんぱく質である「アミロイドβ(Aβ)」を除去して、症状の進行の度合を緩めるように設計されているんですね。

これまでの既存の認知症の薬は、神経の働きを活性化して症状を緩和するものでして、「対症療法」とされてきました。この度の原因のたんぱく質を標的にしたタイプの開発が成功すれば、当人の自立した期間を先延ばし出来るのではと、期待されているんですね。「レカネマブ」の最終段階の治験では、約1,800人を2つのグループに分けて、一方には2週



間に一度薬を点滴、もう一方には偽薬を使い、記憶力や判断力などを点数で評価する手法で比べたんですね。薬を使った群は18ヶ月後に症状の悪化が18点満点のスコアで0.45点抑えられていまして、これは27パーセントの悪化抑制に相当する数字であると言っています。ただし、このような臨床現場の効果について、辛口の意見もありまして、ある臨床医はこの治験結果について「本人や家族が進行抑制を実感するの中々難しい」と指摘してまして、個人差もあるので実際に使ってみてどれ位の効果測定が出来るか不透明だと意見もあります。

アミロイドβ(Aβ)の脳への蓄積は、PET(陽電子放射断層撮影)などで確かめる事が出来るんですけど、アルツハイマー病の場合、検査は公的保険の対象外なんです。因みに費用は20万~50万円程掛か

ります。ですから、今のところ広く利用出来る環境にないんですね。認知症の人は国内に約600万人いて、この内の7割程度がアルツハイマー病とされていまして、こうした事情から薬が国内で承認されても、薬を使える人は限定的だということですね。先程お話しましたこの「レカネマブ」の薬は初期症状の人の進行を抑える薬ですから、対象とならない中等度や重度の人たちは切実に薬の出現を待っていますから、今や高齢化で認知症が増加の一途にある中で、さらなる新薬の開発が待たれている所ですね。「アミロイドβ」と関連して病気の原因として疑われる「タウ」を狙うものや炎症を抑える薬も試されています。ですから、複数の薬を組み合わせれば「治る病」に近づく可能性があります。



食の未来を変える「培養肉」について皆さんと考えてみたいと思います。約一万年に渡って我々人類の命を支えて来た家畜に心から感謝を伝えたいと思います。そこでこの肉である「培養肉」の研究が世界中で進められているのですが、培養肉は一体どのような工程を経て私たち消費者に届くのか。「培養肉」とは一体何なのか？現状と課題についてみてみたいと思います。

まず始めに、培養肉とは何かという事なんですが、私たちが摂取している従来の肉の代わりを担う「代替肉」の1つで、牛や豚、鶏などの動物から細胞を培養して作る食肉の事なんです。これは、精製医療の技術を使って動物から取り出した細胞を体外で増殖していきます。ですから従来の食肉生産のように、飼育する事で動物や環境に負荷を掛けたりしません。これは動物や環境に優しい食肉ということで「クリーンミート」とも呼ばれているんです。

我々の住むこの地球上の人口は将来においては97～100億人になるのではと予測されています。人口の増加は当然に、食糧の問題に直結します。ですから、この培養肉は将来の食糧危機問題を解決する切り札になる可能性をも秘めていると言えるんです。そこでまずここで培

食の未来を変える培養肉

— 育てるから「細胞を増やす」へ —

2023/07/12





養肉のメリットなんですが、畜産業は土地や水、そして飼料など大量の資源を必要としますから、環境の負荷を軽減出来る事が大きなメリットなんです。

例えば私たちが何気なく口に運ぶ1kgの牛肉を生産するのに20,000リットルの水と10kgの穀物が必要なんです。ですから培養肉はこれらの環境負荷のリスクを軽減できる事が期待される訳です。次に2つ目のメリットとして、家畜による感染症リスクを回避できる事ですね。家畜の成長を促すために抗生物質を与えているんですが、この事が薬剤耐性菌を発生させる事があります。家畜だけでなく人に感染する事もありますし、また、これに感染すると治療がより困難になります。ですから培養肉ではこの様な抗生物質を与えませんので、リスクが回避可能

となるんですね。3つ目のメリットなんですが、従来の肉と異なり、培養肉の生産では家畜の命を奪う必要がありません。家畜の尊い命という尊厳を守り、人間の食肉需要に応える事が可能となります。4つ目のメリットは、人口増加や飢餓に対する食糧危機問題の解決に資する事が出来るという事です。

培養肉の現状なんですが、2013年オランダの研究チームが作った世界初のハンバーガーは培養の難しさもあって、価格がなんと25万ユーロ(約3,200万円)もしたんですね。その後、傷ついた臓器を治す再生医療の技術も取り入れて、培養技術は格段に進歩を遂げているんですね。そこで、培養肉の課題として、ステーキ肉の様な大きな肉を作るには、筋肉や血管などを立体的に構築する技術が必要でし

て、これからの課題と言えます。あわせて、食品としての安全性は特に重要ですから、消費者の心理的ハードルなども今後の検討課題となりますね。私たち人間は毎日食事という重要な作業工程があるんですが、どんな食事であれ、食感という言葉では中々表現しづらい五感の世界はとても重要ですね。

今は世界中の多くの企業が家畜から取れる肉に似せた作りにこだわっています。他方ですね、この培養肉に対して、牧草などがあれば育つ家畜を人類が手放すはずがないとの見方もあるんですね。「身近な飼料を容易く食糧に出来る家畜の需要は大きく下がらない」と。(農業・食糞産業技術総合研究機構)ちなみに2040年の予測なんですが、従来型の食肉市場占有率は40パーセント、培養肉が35パー

セント、植物肉25パーセントになるとの予測が出ています。また、細胞を食する未来に肉はたんぱく質やアミノ酸を含む飲料や錠剤の姿を変えていても不思議ではないですね。人類は地球以外の星への移住、定住をも視野に入れて、各国がロケットや宇宙開発に力を入れています。例えば、お隣の月への移住、定住は最も現実性がありそうです。この時やはり一番の問題は、水と食料の確保だと思われませんが、月に牧草地帯が無い以上、様々な培養食品の生産は意外な所で新しい芽を吹き出す可能性は否定出来ませんね。リスナーの皆さんは近未来の食文化をどの様に受け止めていらっしゃるのでしょうか...



配偶者の呼び方は時代と共に歩む

— 言葉の選択は多様性の実現か —

2023/07/26



「夫」や「妻」に対する呼び方、紹介の仕方をどの様に対応しているか、変化させているのかを考えてみたいと思います。集団において、人種、宗教、性別、年齢、趣味嗜好など様々な属性の人々が集まった状態の事を多様性と表現していきまして、これがいわゆるダイバーシティ(DiverCity)のイメージだと思います。今やグローバルな競争が激化して、産業構造の変化で経済産業省も「ダイバーシティ経営」を推進していきまして、特に女性の活用など多様な人材の獲得は企業経営者にとって欠かす事の出来ない重要な戦略の1つなんですね。これまでの歴史を振り返ってみると、自分と異なる背景の人や、少数派(マイノリティ)を排除した多数派のマジョリティが支配するという歴史が繰り返されてきていまして、この事は現在も我々人類が直面する課題なんですね。

ですから、各々の人々が持っている違いを理解して、寛容な社会の実現があれば、全ての人たちがこ

の社会で活躍できる機会が生まれて、平和な社会へと一歩近づけるかと思っています。私たちが無意識のうちに作り上げている、人種や性別、年齢、職業などのいわゆる「枠」を取り払い、お互いを尊重することがダイバーシティへの第一歩なんですね。そこでですね、配偶者の呼び方の言葉の選択はとても重要で、価値のある言葉の行動の1つになるんですね。

多様性の進む中、我々が日常使っている「言葉」も時代と共に変化してきていまして、例えばセクシャルマイノリティ「性的少数者」を表す「LGBTQ」などはその一例でして、最近においては身近な配偶者の呼び方も多様化してきています。その背景の原因として、結婚観に対する多様化があると思います。法が定める届出婚や事実婚、同性婚を望む人、または選択的夫婦別姓の支持層の拡大など、これまでの結婚観が法律の定める所を主としても、個の判断に依る考え方、生き方がベースになりつつあるという事ですね。今では当たり前のように使っている「セクハラ」、「パワハラ」などの言葉も概念の域を超え



て、社会の中で完全に定着してきました。ですから、社会改革というのは言葉の闘争であるとも言えますね。アメリカの社会では女性を呼ぶ時に、かつての配偶者の有無によって、ミスとかミセスを使い分けていました。これをどう使い分けるのか、目の前の女性への意識とか、自身の価値観を示すことと同じなんですね。

そこで、自分や他人の配偶者を皆さんは日頃どのように呼んでいらっしゃるのか、意外と呼び方というのは無意識の中で行われていると思うんですね。男性は「夫」、「旦那」、「主人」、女性は「妻」、「嫁」、「奥さん」、「家内」など日本語には配偶者に関する表現がいくつも存在しますよね。日本人ってとても使う言葉の選択や表現が上手な民族なんですね。言うなれば、言葉という多様性を持っていると言えます。そ

で日本語の配偶者に関する表現が、いくつも存在するが、どの様に呼ぶのが一番、相応しいのか考えてみたいと思います。

日経ウーマノミクス・プロジェクトが実施したアンケート結果は、まず1、自分の配偶者を誰かに紹介する時の呼び方は、女性では「夫」が51.9%で最も多くて、「旦那」(18.2%)、「主人」(9.5%)の順位になっています。次に、男性では「妻」が35.6%と最も多いですね。実は文化庁が1999年に行った世論調査では、自分の配偶者について、既婚男性の51.1%が「家内」と呼んでいまして、逆に既婚女性では74.6%の人が「主人」と呼んでいたんですね。この結果を見るに、24年間の時間軸の変化の中で、女性では「主人」から「夫」へ、男性では「家内」から「妻」へと呼称が大きく変化しているんですね。

知人や同僚など他人の配偶者をどの様に呼ぶのかについても結構悩みは多いみたいでして、男性の配偶者に対しては「旦那さん」又は「旦那様」が53.5%でして、女性の配偶者では「奥さん」「奥様」が84.7%と圧倒的なんですね。配偶者の表現には戦後に廃止された家父長制度や、家制度の影が結構色濃く残っているんですね。主人や家内といった呼び方は「家の主は男性であり、家事をするのは女性である」と呼称は体を表している部分もありそうです。

そこでですね、例えば今話している相手の配偶者を何と呼ぶかについては、「ご主人」の呼称が一般的ですかね。主人という言葉に少しの抵抗があっても、これに代わる良い呼称が中々見つからないのが現状ですかね。また、比較的上下関係を感じさせない呼び方として、「パートナーの方」と呼称もあります。配偶者の呼称については、実態に合った、心理的にも負荷のかからない言葉は未だに見つからないのではと思います。最もフォーマルな呼称

である「夫」であっても、既婚、未婚、性別など相手のプライベートに踏み込んでしまいます。例えば、先程少し触れました「パートナー」の呼称は、未だ一般的には馴染みが薄く、ともすると主張の強い言葉に聞こえます。しかし、どんな要素にも左右されない、意外と使える便利な言葉としての道具かも知れませんね。特に、外国の方とのやり取りには非常に違和感のない便利な言葉とも思われます。

ですから、配偶者の呼称については「なんとなく使っている」「単なる呼び方の問題」とひとくくりで考える人もいます。しかし、「正式には何と呼ぶのが正しいのか」といった問いには、実は配偶者の呼称という言葉だけの問題ではなく、同時にその呼称がもたらす優劣のイメージや、その表現に抵抗があったり困ったりする人についても考えているんですね。使う言葉には「枠組を作る働きがある」と先程お話ししましたが、私たちは自分が発した言葉の枠組みにとられてしまう事もあります。しかし、逆に自分でこ





クラウド会計ソフトのフリーは18年から入社時の研修でダイバーシティを前面に打ち出して、配偶者について話す時「パートナー」的な表現にすることが大切と講義しているんですね。これは、中立的な表現にすることで、自分らしく暮らせる平等な社会に繋がるという考え方に基づいているんですね。ですから、事実婚や同性カップルなど、パートナーを巡るあり方は非常に多様化していて、そもそもパートナーが異性でなければならないという概念はもはや遠ざけられつつある様に私は感じます。

「夫」や「妻」という男女のカップルを前提とした呼称を快く感じない人が多く存在するようになってきた時代の変化もありますね。配偶者の呼び方は「自分がその人なりと、どういう関係性でいたいかが、むしろ優先され、配偶者の呼称をこう呼べば良いという画一的な正解はないのかも知れませんね。正に夫婦のあり方は永遠のテーマに行き着きそうですね...。

の「枠組み」を外す言葉を使う選択肢も持ち合わせているという事が言えます。自分の配属者や他者の配偶者について、どの様に呼べば良いのか。悩んだ経験について、女性の51%が「ある」と回答していきまして、一方、男性は26.3%と男女間の差異が大きい事がわかります。

また、他人の前で自分の配偶者にどう呼ばれたいかとのアンケートに対してですね、女性は「妻」が57.7%、「名前やあだ名」が19%となっていて、男性が「夫」が31.1%、「主人」が27.6%、そして「名前やあだ名」が17.7%なんですね。関東学院大学の中村桃子教授(言語学)によると、「主人」という呼称は先の大戦の後に使われ始めたといっていますね。総務省の統計によると2018年には共働き世帯が専業主婦世帯の倍以上になっていきまして、アンケートでは呼称について「中立的な呼び方をすべき」と55%の人が回答しているんですね。

これは、名実ともに平等への参加意識の現れとも受け取れます。



恐竜絶滅の真実

— 一定説は揺らぎの中にあり —

2023/07/26



恐 竜は保温能力を活かして、北極付近まで進出しています。恐竜が極地に住んだのはなぜなのか。この地球上で生息する生物は3万種と言われていますが、この内の8割は熱帯に住んでいます。北極海の沿岸などの寒冷地で生息しているのはこのうちのわずか2~3%に過ぎないですね。ですから一部の恐竜は競争を避けて極地へ移動した可能性があります。小惑星の衝突による衝撃や火災などの影響が比較的少ない地域も当然あったと思われるから、それらの要因が恐竜の生存に繋がったのではと考えられます。ですから、地球という環境に適した種のみが生き残る原則に沿って、生物の歴史は作られてきた訳です。人類も周期的な地球の気候変動による飢餓を経験して、消費エネルギーが少ない体質に変えてきたんですね。現代の研究で恐竜はコミュニケーション能力に長けていて社会性も備えていたのではと、赤や黄など鮮やかな色

で体を彩って鳥類の様に巧みに鳴き声を操っていた事が分かっているんですね。ですから、求愛活動や縄張り争いとか、仲間との連絡など日々の姿を垣間見ることが出来ます。

また、イギリスのケンブリッジ大学が目にしたのが、恐竜の目なんですね。目の網膜が赤の微妙な色合いの違いを認識するのに欠かせない遺伝子を鳥類やカメで見つけたと2016年の論文で結論づけているんですね。動物が色を見分けられるかどうかは、謎の部分が多いんですが、だからといって決してモノクロの世界で生きて来た訳ではない様です。ですから、かつて完璧だと思われていた恐竜のイメージは、多くの化石の発掘や計算を駆使した研究が進むにつれて、これまでの恐竜像は大きく変わりつつあるんですね。2億年近くもこの地球を支配してきた真の恐竜の姿は、SF作品などで見る強くて完璧な存在ではなかったと。むしろ不器用で鈍感だった証

拠がたくさん出てきているんですね。例えば、常識の変化として、史上最強の恐竜であるティラノサウルスも例外ではなくて、これまでは時速70kmで駆けていたと言われていました。1993年の映画ジュラシックパークでは、疾走する自動車に追いつかれています。ただし、このシーンでは巨体の重さについては余り注目されていなかった。

そこにメスを入れたのが、イギリスのマンチェスター大学の研究室なんですね。「恐竜が高速で走ったならば、脚の骨が体重の重みで折れた」と断じていますね。科学の研究の進化は私たちの過去の数々のイメージを打ち消す連鎖の歴史であるといえます。例えば、約4万年前に絶滅したネアンデルタール人は19世紀の発見直後に原始的な人類であると区分されてたのが、今では現代人と同程度の大きさの脳を持って、仲間の死を悼んで埋葬したと見解を示しているんですね。ですから、恐竜でも人類でも化

石が語る真実のメッセージに迫ろうと研究者を引付けて離さないんですね。正に真実は化石にありでしょうか。

さてそこです。恐竜はなぜ滅亡したのかという事なんですが、現在における一番の有力説はやはり、巨大隕石の衝突が最有力なんですね。恐竜の絶滅は約6,550万年前頃に起こった事はわかっているんですが、この隕石が一つであったのか、巨大隕石の落下直後の前後に複数の隕石が降り注いだかなど詳しいことはわかっていません。ところでこの巨大隕石の落下地点は現在のメキシコのユカタン半島だと考えられていて、隕石のエネルギーの大きさは、広島原子爆弾の10億倍と推定されています。これによって、170kmのクレーターが出現しています。この白亜紀末期に起こった大量絶滅は、長い地球の歴史において複数回発生したと言われていて、地球の生物の66%が死滅したと考えられ



ているんですね。特に大型の動物は環境の激変に耐えられずに、壊滅的なダメージを受けたと言われています。しかしながら、恐竜が絶滅した明確な理由は未だ分かっておらず、以前は氷河期が訪れたという説が有力視されていましたが、先程も少し触れましたが、恐竜が絶滅したとされている白亜紀の終わり頃の気温はむしろ温暖な気候であったのではと思われています。

2014年に千葉工業大学などがまとめた研究では、隕石の落下によって降り出した酸性雨が原因である可能性が高いと研究結果を導いているんですね。一方ですね、白亜紀の終わり頃に火山活動が活発になって、絶滅の原因という説もあります。この説の根拠はインドで痕跡が見つかったと言う事もあるって、有力な説の1つとなっています。しかし、これを打ち消す反論として火山の噴火で世界中の恐竜が絶滅する程の影響を与えるには、数千年に渡って大規模な噴火が起こる必要があると反論の根拠に

なっているんですね。他にも、伝染病が原因で絶滅したとする説もあって、一般的には否定の方が強いんですね。これは当時の恐竜の生息地は、海を隔てた島などにも広く拡大していたので、隔離された個体にまで一斉に感染するのは極めて難しいのではの根拠によるものですね。

恐竜の絶滅には、諸説がありますが、総括すると小型の哺乳類や鳥類との競争ですね。ゾウなどの大型の動物は、子の成長にとっても時間がかかります。恐竜も例外ではなくて、小惑星の衝突で数を減らした後に、繁殖で遅れを取った可能性が考えられます。この他に強い酸性雨で草食恐竜の餌になる植物が枯れた事などですね。体温に続いて、餌や生殖など生態の解明が進めば、長い道のりではあるが、更に真実に迫る可能性がありそうですね...。恐竜の絶滅の証拠はいつまでも永遠に解き明かされない方が、私たち人間にとってはロマンなのかも知れませんね...。



人造人間の脅威が迫る 私たちの未来社会

— 果たして人類は AI に支配されてしまうのか —

2023/08/09

日常生活の中に深くかかわり出してきた、AI(Artificial Intelligence(アーティフィシャルインテリジェンス)の動向について考えてみたいと思います。今やメディアや新聞記事にAIの文字が掲載されない日を見つけるのが難しい程、AIについての活字が目につきます。今年(2023年)の4月18日(火)の日本経済新聞のトップ面に「AI進化人類の真価問う」の見出しで「比類なき言語能力を10年で獲得」、「秩序揺るがす存在に」として、強まる規制論や次の産業革命の到来かなどについて、多くの事に触れていました。例えば米コーネル大学の研究者が、興味深い実験の結果を報告していきまして、「7千人の州議会議員にAIが書いたメールと人間が執筆した両方を送って、いずれであるかを見分けられるか」を調べたんですね。検証から導かれた結論は「区別出来なかった」に至ったと結んでいるんですね。

そこでまず初めにですね。人工知能のAIの定義はというと、意外と説明に窮すると思うんですが、どの様に定義しているかという「コンピューターがデータ

を分析して、推論(知識を基に、新しい結論を得ること)や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習(情報から将来使えそうな知識を見つけること)などを行なう、人間の知的能力を模倣する技術を意味する」という事なんですね。「AIの進化によって人間が本来担ってきた仕事は、無くなるかも知れない」と既に語られています。学校の教育現場でも、「AIに人間の仕事が取って変わられるとしたら、これからどのような教育をすべきなのか」と一瞬立止まっています。

アメリカの哲学者ジョン・サールが1980年に定義したとされる「心・脳・プログラム(Minds, Brains, and Programs)」の論文で次の様な事を述べているんですね。彼は、「人間の認知能力をコンピューターでシミュレーションする取り組みに、どのような心理学的、哲学的意義を与えるべきか?」これを考える時、「強いAI」と「弱いAI」に区別するのが有益と主張しています。ここで弱いAIの心の研究におけるコンピューターの主な価値は、コンピューターが非常に強力なツールを提供してくれることだと言います。

例えばコンピューターを使うことで、仮説をより厳密かつ正確に構築・検証できる。逆に強いAIでは、コンピューターは単に心を研究するための道具ではないんですね。精密にプログラミングされたコンピューターは、他の種類の認知状態を理解しているという意味において、むしろ「心」そのものであるという事なんですね。ですから強いAIでは、プログラミングされたコンピューターは強い認知状態を保持していますから、プログラムは心理学的説明の検証を可能にする単なるツールではなくて、むしろプログラム自体が説明そのものになるんですね。ですから、強いAIのアプローチでは、コンピューターが「心」そのものになるようにプログラミングされます。どんなタスク(task:「仕事・課されたつとめ」)を実行出来るかよりも、学術的な意味での「人間が持つような心の意識」を持てるか否かが、強いAIにとっては重要な事なんですね。

そこで現在の時点はというと前者の「弱いAI」での実現が全てでして、例えば囲碁ソフト「AlphaGo(アルファゴ)」は人間のトップ棋士に勝利はしたが、自動車を安全に実際に運転は出来ないですね。金融などの取引の不正行為を暴くことも出来ないですね。ですからAIは人間のように何をすべきなのかを自ら考えて結論している訳ではないんです。したがってAIに新しいタスク(task)を実行させるためには、常に新しいデータとアルゴリズムを用意して、初歩から学習させ記憶させる必要が生じます。

これにはある目的のために学習したAIを、それに近い目的に流用する「転移学習」という手法も新たに誕生しています。我々人類にとって強いAIではなく、弱いAIで充分ではないかという考え方も反面あるんですね。機械で鳥という生き物を再現しようとしても、本物の鳥の再現いわゆる「ロボット鳥」は今だに





実現出来ていませんよね。しかし、その目的を少し変えて「空を飛ぶ道具をつくる」に置換えて見ると状況は変わるんですね。空を飛ぶ道具なら、1852年にアンリー・ジファールが有人飛行船の飛行を成功させていますし、更に1903年になるとライト兄弟がライトフライヤー号による大空への飛行を実現しています。飛行機と飛行船は鳥とは全く違うシステムで飛行しますが、「空を飛ぶ」という目的では共通しています。それどころか鳥よりも更に高高度を長時間飛行出来て、大量の人や貨物を運びます。これに類似した鳥の話を確認この番組で昨年「サイバネテックス理論」で取り上げたかと思えます。

そこです、強いAIの実現は果たして可能なのかという事なんですが、例えばですね、未来学者のマーティン・フォードが著名なAI研究者23人に対してインタビューをまとめた著書「アーティテクスインテリジェンス」(ArchitectsofIntelligence)を出版しているんですが、これによると、ロボット研究者のロド

ニー・ブルックスは「2200年までに、汎用AIが50パーセントの確率で実現する」と回答していますね。

この実現の課題は大変根っこの部分が深く、我々が現実を目にするのにどれ位の時間がかかるのかは、研究者の予想も千差万別でして、「何年までに汎用AIが50パーセントの確率で実現されるかと思うか」という問いに対する回答の平均値は「2099年」だったということですね。これは今世紀の終わりまでには可能であるという事なんですが...果たして我々人類は、AIに支配される日が来るのか...

最近では「人工超知能」(ASI)(ArtificialSuperintelligence)という言葉が生まれていまして、これを前提条件とすると私たちはそれに対してどの様に備えるべきなのか。あるいは、ある特定の領域で人間を上回るパフォーマンスを発揮するAIからの支配リスクをどう制御していくのか。そこでAIがもたらす不利益と対策について考えてみたいと思います。AIがもた

らす不利益は正に「人災」そのものなんですね。そこで1番目に人災が発生する事を回避する「予防」、2つ目が人災の発生を予測して、その害を減らす「減損」、3つ目が、人災を作り出すシステムを取り除く「原復」(元に回復させる力)と、予防、減損、原復三つの構築が必要かと思えます。

まず一番目の「予防」なんですが、AIが引き起こす可能性のある人災に対して、その発生を予め予見して、人災を防ぐ手立てを講じたり、人々に対して予防の手段を講じる事を促したりする事が考えられます。中でも最も強力な手段は、「AIを使わないこと」なんですね。これに勝る手段は他にないですね。つまりAIそのものや、AIを活用したアプリケーションやシステムの規制をすることです。過去人類は核兵器や生物兵器など、あらゆる人を殺傷する兵器を開発して所持していますが、人類の知恵は賢くこれを規制する事によって、かろうじて平和が保たれている現実があります。

ですから人災の予防はまずは「使わない」事が最大の予防策なんですね。今、世界の各地でAIの開発や利用について、規制の気運が高まって来ています。例えば、アメリカではAIの訓練にアーティストが作成した絵画が無断で使用されて、著作権を巡って訴訟が相次いでいる実態があります。この事は各国の政府がAIの規制に乗り出す議論のきっかけになってきていますね。併せてAIを開発する企業自身が様々な意図から自主規制に動く様子も伺えます。例えば、画像や映像の中に写る顔から個人を特定する「顔認証システム」は既にあらゆる場所で稼働していますよね。AIの活用例としては数多く取り上げられています。これらは個人の人権やプライバシーの侵害を引き起す恐れが非常に高いですから、その利用には一定の制限をかける動きが迅速に広がっていますね。

例えば22年の12月にGoogleは顔認証技術のAPI (アプリケーション・プログラミング:ApplicationPro



grammingInterface)の提供を当面控えると発表しています。このような状況から推察するに、近未来において国政の場に「AI関連法(案)」なるものが上程されるかも知れませんね。逆に企業側が自らの倫理観や危機感に基づいて、AIに対する自主規制が進行すると同時に、これに併せて国が半強制的に「AI版製造物責任法」を成立させる動きもあるかも知れません。ただこの「製造物責任法」は二面性を持っていて、それは何かと言いますと、この製造物責任法は製品の欠陥が生じた場合、損害賠償の責任を製造した業者に負わせる法律です。この為に製品に対する損害賠償責任を迫り易くなります。ですから企業側は製品の安全性をより高めようと企業努力するんですね。逆に消費者側は、「製品の欠陥

があれば賠償が受けられる」と安心のメリットがあります。この事は消費者の行動にどの様に反映されるかという、この製品を買っても安心という事で製品の購買が促されるという、企業側にとっては実は消費行動に誘導する効果が得られるんですね。

次に2番目のAIが生み出した害を軽減する「減損」なんですけど、そもそもAIの存在に人間が気付かないケースも非常に多く存在すると思うんですね。例えばAIが動画に登場する人物の表情や音声を自由に加工、変造してしまえば、真の本人が知らない所で本人が発信した事に入れ替わってしまいますよね。しかもこれの視聴者はこの加工、変造された内容があたかも真実と受け止めてしまう。実に恐怖の世界

が出現します。

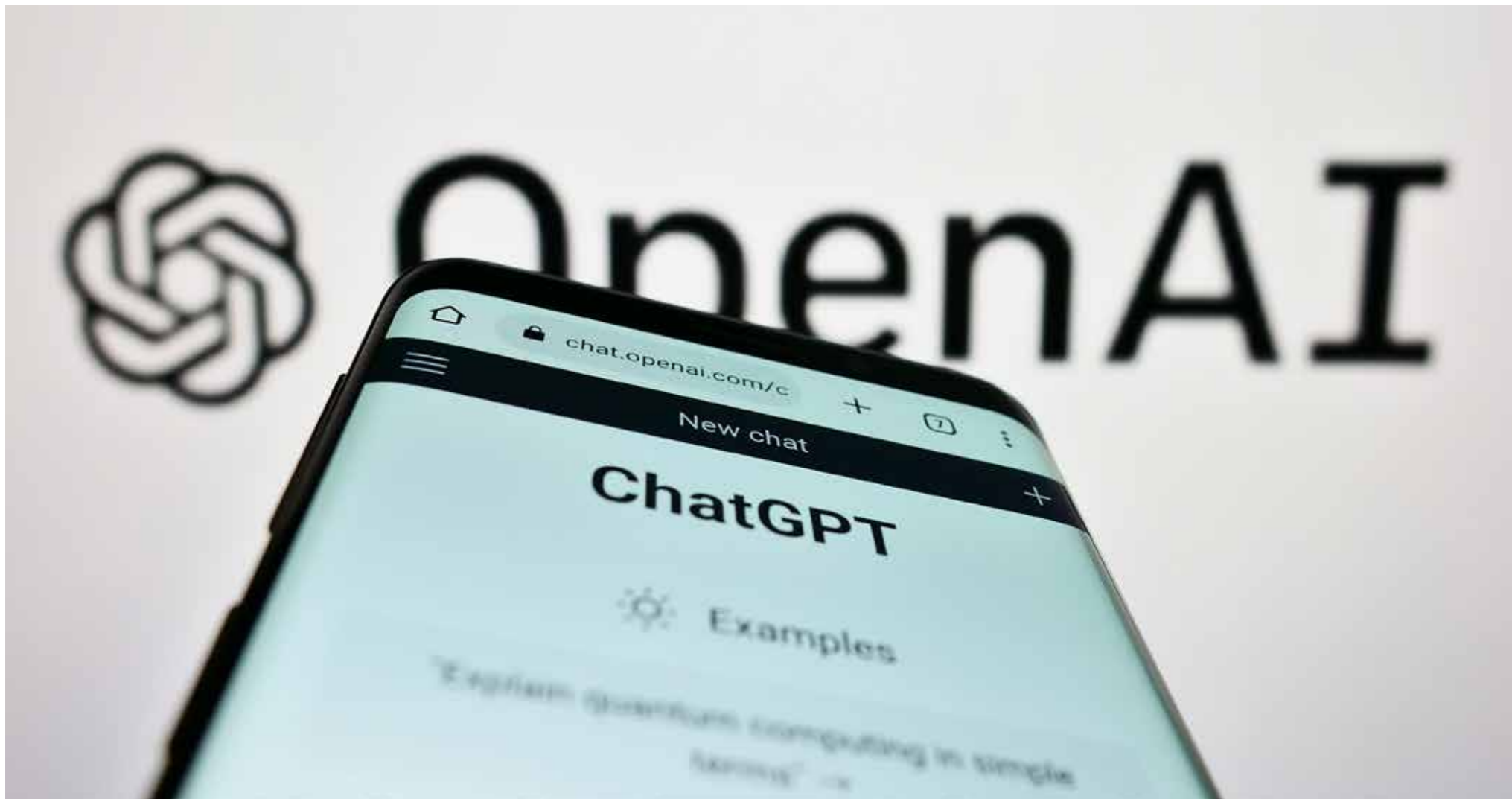
例えば攻撃したい政治家の失態を装って、悪意を込めた誹謗中傷などの出現は自由自在になります。フェイクニュースの世界では、1つのフェイクニュースを丸ごとAIで作成させる技術も開発されています。人間はこれに真実と受止め気付かない。ですからこのような危険性を少しでも減損する手立てはないのかと考えるのは自然ですよ。ですから最近AIのこうした画像や映像の加工を判定させる研究やテキスト系のフェイクについても、AIに自動検知させる取り組みが進んでいます。

最近では、企業の採用活動にもAIを活用する動きが増えてきていて、AIに全ての判断を委ねているケースもあります。この結果は果たして企業が欲

しい人材を最適に判断しているのか、それは充分過ぎる程疑わしいものと考えた方が安全かも知れませんね。人間の知恵を持ってしても、採用する人物像の判定は極めて困難ですから、AIに採用判断を委せた責任は一体誰の責任となるのか、そのリスクは際限のないものになりますね。ですから我々人間が最も恐れるのは他でもない、「AIの言う事判断は全て正しいと信じてしまう」という洗脳化ではないかと思えます。

これが更に進行すると「AIに任せれば大丈夫正しい判断をしてくれる」の意義の定着化ですね。AIによる損害の認識は一層困難な領域に神格化されてしまう。ここで三つ目の人災を作り出すシステムを取り除く「原復」(原状に回復する)なんですけど、機械を使った学習では「AIはなぜその判断をしたのか」を誰





揃えや時間帯ごとの販売員の配置のシフトの見直しなどに活用できますね。人材の適正な配置と効率化の実現です。実はこの百貨店で商品を購入している客層は来店客全体の客層と比較して10歳以上も年齢層が高い事が判明したんですね。この事は商品の価格帯などを見直して、来店客の年代に合わせた品揃えを強化する確かな根拠となった訳です。まさにデータに基づいた企業戦略の実現ですね。

22年に公開された生成人工知能(AI)搭載の自動対話システム「chatGPT(チャットGPT)」を開発した米OpenAIに米マイクロシステムが出資しています。このツールの爆発的普及で、AIが教育、科学、メディアなどにどんな影響を与えるか、議論が沸騰しています。アメリカの不動産業界では試験的に既にAIが使われていまして、例えばチャットGPTで物件情報の作成や、ソーシャルメディアへの投稿、住宅ローン返済額の計算、また、農業分野における専門知識の収集など領域は非常に広がっています。

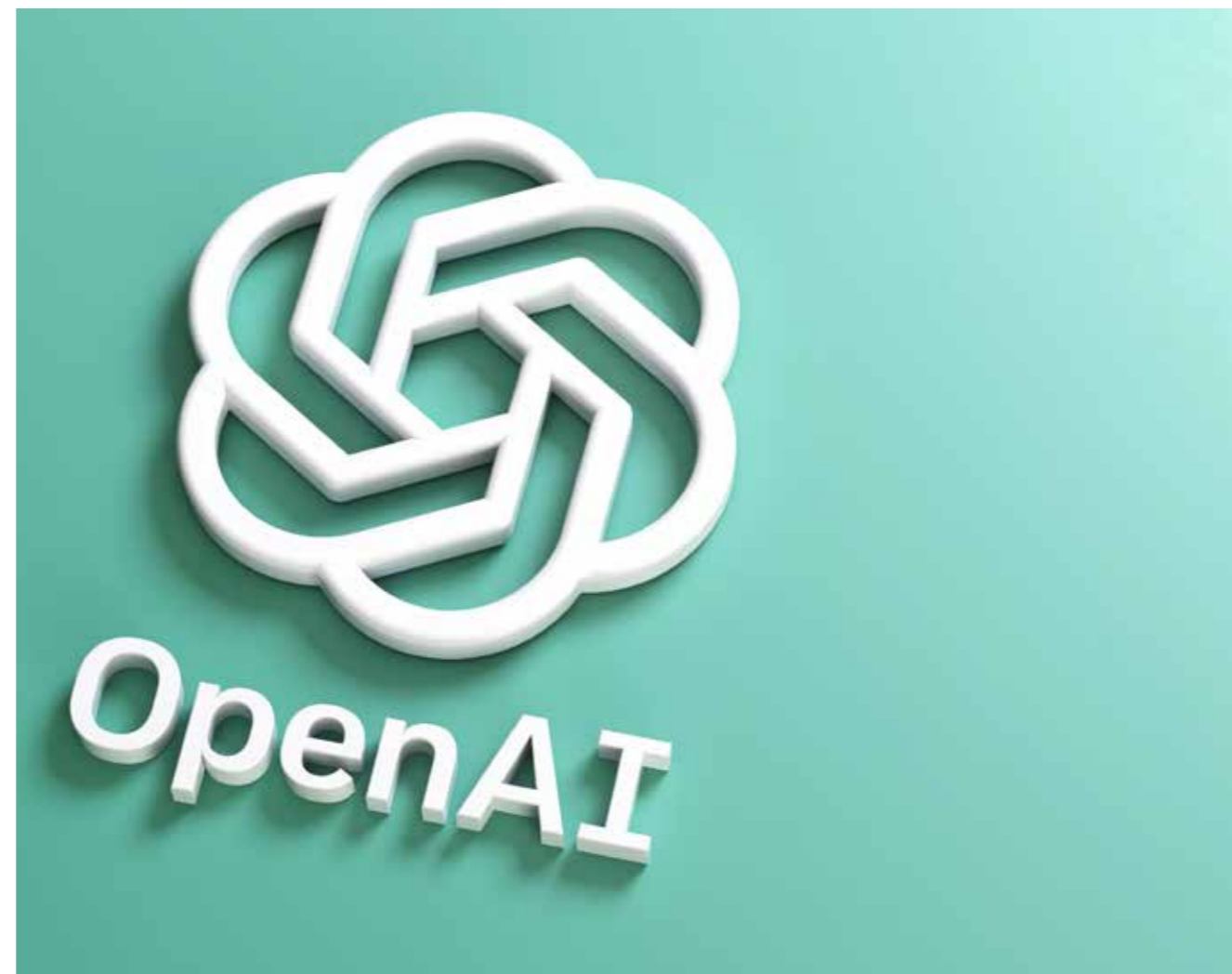
も説明を出来ない可能性があります。例えばライオンがたくさん載っている画像データを与えて、写真に写る動物を識別出来るAIを実現させたとしますね。その画像についてAIが世界最速で走る事の出来る「チーター」だと判断した場合、果たしてAIは画像の何を根拠に「チーター」であると判断したのか...人間にはその理由が理解出来ませんよね。

これは正にブラックボックスの問題となってしまいます。ですから判断の根拠を人間に理解出来る様な具体的な数式や文章によって表現する研究が行なわれる一方で、そのシステムを具備したAIを開発する企業の負荷も大変大きいという問題もあります。そこでやはり説明責任を果たす事の出来るAIの条件についてのルールの整備も非常に重要になっ

てきますね。

ここまでAIについての危険性や様々な問題点をかかえている事についてお話してきましたが、AIの活用例について少し触れてみたいと思います。まず、人工知能(AI)が消費者の行動分析に威力を発揮している例です。百貨店に入店して来る客数や、客層の店内の動きを可視化して、そのデータを売場作りや商品提案などに活用して店舗運営の最適化につなげるケースですね。地下1階の食品売り場に29台のカメラを設置したんですね。各フロアを訪れた顧客の数・性別・年代をAIカメラで分析したんですが、実はこれまで各フロアを訪れる客数や客層までは把握出来ていなかったんですね。AIカメラで時間帯ごとの各フロアの客数や顧客の属性が分かれば、品





反面ですね、AIを駆使する不動産会社はこれまでと同じ水準で良いのかという。別の表現をするならば不動産会社のレントシーキング(立場を利用して過剰な利益を得ること)はロボット(AI)の攻撃を受けようとしているのか。現在は力の強い企業が多くの手数料を獲得しようとしている立場に、ロボット(AI)が参入すると変化が生じるのか否か。そして変化が生じるとしたら一体どのような形が形成されるのかですね。ロボット(AI)は人間と違って、建物の目に見えない部分までを感じ取って評価するという事は、遠く及ばないと思われま。買い手や売り手の表情、しぐさまで正確に読み取って「買い時です、売りのタイミングです」などと背中を押して、消費者に安全と安

心感を与えられるか...

この領域まで、もしもロボット(AI)が人間の行動や感情を肩変りしてくれたりすると、その時既に人間はロボット(AI)の支配下にありますよね。我々人間はそれを効率の成果として幸せを感じる事が出来るのでしょうか。私は、この危惧については、心配しないで良いかと思ひます。チャットGPTの様な我々人間を興奮させているAIツールは残念ながら人間の監視がなければ上手く機能するとは限らない脆弱性を持っているんですね。

例えばAIがもたらすリスクに関しては、不動産分野

のAIの専門家である米国のサラ・ベル氏の最近の実験が参考になるかと思ひます。入居者の国籍に基いて良しあしの評価をチャットGPTに頼んだ所、組み込まれているプログラミング言語「python(パイソン)」がオーストラリア人に大きな偏見を持っている事が判明したんですね。しかし、それ以上に問題となったのは、システムそのものがブラックボックスになっているため、なぜオーストラリア人を嫌うのか正確に解明できなかった事なんですね。何も知らずにチャットGPTを導入すると、その不動産会社の社長は反差別のという事で「責任を負わされる」危険性が潜んでいる事になるんですね。ですから本当に必要とされるのは、コンピューターが人間の知

的活動を代弁するのではなくて、人間がより賢く考えるのを助ける、サポートマンとしてのツールであるという考え方が大切かと思ひます。

ロボット(AI)のお陰で業界が効率化して、手数料が引き下げられる事は、不動産会社のオーナーや消費者にとって、実に喜ばしい事と言えます。ロボット(AI)の力を最大限に活用すれば、今回例示した不動産業界の未来は大きく変貌する可能性を秘めていますね。AIの無限の力と可能性について、我々人類はAIと対面で議論を深化させる必要がありそうですね。AIに人類が支配されないために...

バブル経済から 30年ぶりの株価上昇に湧く日本、 本当の株主は一体誰なのか

— 名古屋学院大学 教授 坂東洋行さま —

2023/08/23

上村 名古屋学院大学の法学部の教授であられます坂東洋行先生をスタジオにお招きさせていただいております。本日はですね「バブル経済から30年ぶりの株価上昇に湧く日本、本当の株主は一体誰なのか」をテーマにお話を伺いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず坂東先生のご経歴などについて少しご案内してみたいと思います。坂東先生は1990年に早稲田大学の法学部をご卒業されましたね、2018年から名古屋学院大学の法学部の教授の職責にありまして、名古屋学院大学のラグビー部長もなさっているとのことでもあります。著書には「経済行政法の理論」(日本評論社)、「現代ビジネスを見る目に確かさを」(アカデミア叢書)、「信託法とその社会的役割」(中央経済グループパブリッシング)など多数ありまして、また学外活動として、証券経済学会、日本司法学会、信託法学会、そして法と経営学会などの研

究会などでも幅広く活躍されております。

そこで今日はですね坂東先生の専門分野であります民事法学の中にあって、キーワードとしましてね「金融商品取引法 / 国際企業法務コーポレートガバナンス行動」としてですね金商法いわゆる資本市場法ですね、金融規制などについて伺ってみたいと思うんですね。

特に我が国はこのバブル経済の崩壊から30年以上経過しまして、このところ大幅な円安に関わらずですね、日本の株価が異常な高値を更新しているのではないかな、と。果たして株価は本当の我が国の実態経済を映しているのか、他にも株式の売買に参加している株主は一体誰なのかなどですね、法的な位置付けなどについて幅広くお話を伺えたらと思うんですね。坂東先生どうぞよろしくお願いいたします。



坂東 よろしくお願ひします。

上村 まず今日の1番目としまして、日経平均株価が2023年6月末時点で3万円台を大きく超えているんですけども、例えばアメリカのダウ工業株が5.4%高、ユーロ圏のストックスが8.4%高、そして我が国の日経平均がなんとですね26.1%高とバブル経済以来の高値を更新してまして、世界中のその投資マネーが我が国に流入してるような感じを受けますね。先般にはアメリカの著名な投資家のパフェット氏が来日しましてね、日本の商社株の取得にさらなる投資をしたと会見してるんですね。

そこで株の取引についてですね、当然に色々な法律があるかと思うんですけども、例えば金融商品取引法ではですね大量保有報告制度とかですね、公開買付制度による株主情報の開示などを義務付けているかと思うんですが、この辺りをちょっとお聞





きしたいと思うんですが。

坂東 はい、株式市場では日々大量の株式の売買が行われています。もし投資対象の企業情報や市場の売買状況が分からないまま投資家が売買をしなければならぬとすれば、投資家は不安で株式投資自体に躊躇するかもしれませんね。そこで金融商品取引法は投資家が安心して株式を売買できるよう企業や売買動向の情報を適正に開示することを目的としているんです。

例えばある買収者がこっそり買収対象会社の株式を買い集めたとします。買収者以外の投資家はなぜその対象会社の株価が高騰しているのか、その株式を買っていいのか売っていいのかも分からず眺めているしかありません。しかしその株価高等の背

景には、海外投資家やその出資を受けた国内の投資家がこっそりと大量に株式を買い占めていることなのかもしれませんね。実際ここ最近の東京証券取引所で株式売買を行っている投資家は、なんと70%が海外投資家です。外国人が買っていると言われるだけでは本当に誰が買っているかが分かりません。

そこで金融商品取引法という法律は、ある会社の株式の5%以上を取得した場合、また急速に市場の内外で3分1以上を取得しようとする場合、その株式取得者の名前、株式取得の目的などを公衆に開示することを義務付けています。投資家に皆さん注意してください、この会社の株式は買収対象銘柄になっていますよ、と知らせるわけです。5%以上の株式取得者に報告を義務づけることを大量保有報告制度、また3分1以上の株式を取得しようとする者に報



告を義務づけることを公開買付制度と言います。公開買付制度は少し細かな規定があって、市場で急速に大量に株式を買い付けて株価を乱行させることを防ぐ目的もあるんですが、互いに大量の株式を持っている投資家の仲間同士が市場ではなく市場外でこっそりと相対の取引をして突如大株主として登場することを防ぐ目的があるんです。

上村 2つ目にですね、金融商品取法が定めているこの株主情報は名目だけの株主で、裏側にいるいわゆる顔の見えない実質株主の存在があるという現実があると思うんですけれども、この辺りは先生いかがでしょうか。

坂東 確かに法律の規定っていうのは難しいです

ね。この大量保有報告制度と公開買付制度の問題点は株式の取得者が必要な情報を財務局に届け出るわけですが、現在の法令では株式を取得する者だけの名前を届け出ればよく、株式を取得する者に出資をしたり指図したりして支配するものについては届け出る必要がないことなんです。

株式を取得して保有するものを名目株主とすると、この名目株主を背後で操り支配するのは実質株主や実質支配者と呼ばれています。名目株主に大量保有報告制度や公開買付制度で情報を開示させたとしても実質株主の実態は一切表に出てこないんですね。実質株主が誰で、株式取得の実際の目的が何であるかが結局は分からないのです。名目株主の背後で日本の会社を狙う実質株主はもしかすると我が国と敵対する国家かもしれませんし、マネ

ーロンダリングを狙う反社会的勢力やテロリストかもしれない。しかし残念ながら金融商品取引を始め我が国の現行法令ではこの実質株主を市場に明らかにできる手段がないんです。

上村 マーケットにおける株の売買は、絶え間ない反復継続の中にあると思うんですけども、仮にですね金融商品取引法に抵触した場合の処罰はどのような仕組みになっているのかですね、またその実行性などについてはいかがでしょうか。

坂東 金融商品取引法は市場の透明性確保や投資家保護といった重要な法の目的があるので、例えば未公開の会社情報を利用して情報公開前に売買して利益を得ようとするインサイダー取引、虚偽の情報を流して他投資家を欺く風説の流布、インターネット取引などで実態のない大量取引を入力してすぐに取り消して虚偽の相場を形成するような相場

操縦など不公正取引には厳しく対処をしています。

インサイダー取引は5年以下の懲役。最近の法改正では懲役刑や拘禁刑と呼ばれることになりましたが、この懲役刑もしくは500万円以上の罰金が課されるかまたは懲役と罰金の両方が課されることになります。風説の流布と相場の操縦はより重い刑罰となり10年以下の懲役もしくは1000万以下の罰金または懲役と罰金の両方が課されることになります。

これらの刑事罰が厳格である反面、検察にも裁判でも相応の違反事実の実証責任があるため刑事事件とは少なくとも金融庁が違反者に罰金の性格に似た課徴金や違法取引により得た不当利益を吐き出させる行政処分を課すことにより、違反を抑制するための実効性を高めています。

罰金と課徴金の関係は交通違反時の罰金と反則金



の関係に似ているんです。軽度の交通違反の場合には反則金を支払うことにより罰金といった刑事罰つまり前科がつくことを回避することができます。金融商品取引法違反は公正な市場を乱した市場への罪と認識され、このような厳格な刑事罰による制裁と実効性を高めるための行政処分が用意されています。

上村 例えばですね株式を一定以上取得した場合ですね、大量保有報告規制の中で大量保有報告書の届け出義務などの決まり事があると思うんですけども、またその公開買付規制の中ではですね、一定の株式を取得する場合には公開買付けが義務付けられていると思うんですけども、この辺りの透明性とですね、仮にその届け出の義務違反があった場合などはどのような対応がなされるんでしょうか。

坂東 これもですね、同じく市場を欺く罪として厳しく罪が規定されています。大量保有報告書を提出しなかったり虚偽の記載をしたりした場合は5年以下の懲役もしくは500万以下の罰金または懲役と罰金の両方が課され違反者が法人の場合は5億円以下の罰金が課されます。公開買付制度については公開買い付けを届けずに株式を買い付けた者には5年以下の懲役もしくは500万以下の罰金または懲役と罰金の両方が課され違反者が法人の場合は5億円以下の罰金が課されます。公開買い付けの届け出に虚偽記載がある場合にはさらに重い刑罰となり、10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金または懲役と罰金の両方が課され、違反者が法人の場合は7億円以下の罰金が課されます。

大量保有報告も公開買付も違反者にはこのような厳格な刑事罰が課されるため、裁判では検察にイ



ンサイダー取引と同様に相応の違反事実の立証責任があるため、より柔軟に違反者を制裁する措置として行政処分として違反した取得した株式の時価総額に相応する課徴金を金融庁が課することもできるんです。

とはいえ、大量保有報告または公開買付に違反したものに対して刑事罰が課された事例は公開買付制度が1971年、大量保有報告制度が1990年に我が国に導入されて以来、確認できるもので合わせてもなんと2、3件しかないんです。課徴金等の行政処分の事例も例えば大量保有報告書の届け出は金融庁によると年間1万4000件程度あるそうですが、課徴金納付命令があった事例も過去15年間でわずか8件しかありません。

いかに厳格な刑事罰や行政処分が用意されていたとしても、実質的には機能していないのではないかとと思われるかもしれません。もっと言うと名目株主

であっても実質株主であっても議決権を行使して対象会社を支配することが元々の目的となるので、例えば罰金や課徴金が課されたとしてもそれを受け入れてお金を支払えば済むことになり、当初の議決権行使による対象会社の支配といった目論みは達成することができるんです。

金融商品取引法の大きな問題点は、例えば金融商品取引法に違反して制裁措置を受けたとしても何ら問題なく株主として議決権を行使して対象会社を支配することができます。先ほど金融商品取引法違反への処罰の実行性との質問がございましたが、この点、現実的な問題としては実行性が残念ながらないんです。最近の裁判例でも、ある上場会社の5%以上の株式を取得していた買収者が大量保有報告義務を半年以上怠りながら突如として他株主と共同して取締役の解任などの株主提案を行いました。会社は大量保有報告義務を怠った法律違反を理由の1つとして、その買収者を乱用的買収者つ

まり株主として扱う必要がないものとして新株予約権を発行して株式保有比率を引き下げようとした。買収者は買収者で新株予約権の発行が不公正だと裁判書に発行差し止めの請求をしました。裁判所はなんと買収者の新株予約権の発行差し止め請求を認め、買収者による大量保有方向義務違反を一切不問としました。この点、裁判所にも大量保有方向義務違反が軽視されていることが分かります。

上村 海外においては例えば金融の発祥の地でありますイギリスなどはどのような規制があつてまたどのようなその取り締まりがなされているか。この辺りはいかがでしょうかね。

坂東 イギリスの会社法では株式会社は株主と思しき者に対し、お前は株主かと質問できる制度があるんです。ここでの株主は名目株主、実質株主は問いません。一旦会社から株主がどうかを尋ねられる

と、尋ねられたものは会社に株主かどうかを回答する義務を負うことになります。この回答する義務を怠ると2年以下の禁錮か罰金を課されるだけではなく、会社は裁判所に申し立てて裁判所が認めれば議決権行使を禁止することができます。上場会社となると回答義務を怠ったものに議決権行使を禁ずることを会社の基本ルールとなる定款に定め、それどころか取締役の判断で株主総会への出席も禁ずることができます。この点、金融商品取引法に違反してもお金さえ支払えば議決権行使が可能となる我が国とは大きな違いがあります。

さらに、イギリスでは最近の会社法改正で、会社は会社を支配する実質株主つまり実質支配者を調査しそれを名簿にすることが義務づけられました。これは、マネーロンダリング等の防止のための国際協調の流れの中で会社法に規定されたものと言われています。会社には実質支配者の調査義務があり実質支配者と会社に思われたものは実質支配者が

どうかの回答義務があり、会社は実質支配者のリストを作成し日本で言うところの法務局に登録する義務があるんです。これらの調査義務、回答義務、登録義務に違反すると2年以下の禁錮または罰金の刑事罰の対象となり、回答義務を怠った実質支配者は当然に議決権行使が禁じられます。日本では特定の株主しか株主名簿を閲覧できませんが、イギリスでは株主であるかどうかに関わらず誰もがこの実質支配者リストを閲覧することもイギリスらしいと言えます。市民社会にとってこの実質支配者リストは誰が会社を実質的に支配しているかを知る権利を保障する重要な制度となっています。

上村 今お話がありましたイギリスの場合ですね、なぜ表裏の顔を問わず実質支配者の開示を重視しているのか、この辺りはいかがでしょうか。

坂東 この件はイギリスばかりではなくてヨーロッパでは株式会社は市民社会における公益のための

社会的存在として発達してきました。我が国では会社法学者を中心に会社の目的は株主利益の最大化にあると声高に主張しますが、会社には株主だけでなく従業員、取引先、会社の商品サービスを手取る消費者、地域社会など様々なステークホルダーが存在します。したがって株式保有者の議決権行使はそれらステークホルダー共通の利益を実現するための会社における重要な市民権の行使として考えられてきました。誰が資金を出しているのかが分からない、素性の分からないものがその時たまたま大量の株式を保有していたぐらいで会社を支配することは許されないと考えているのです。そのため議決権行使に直結する株式保有の状況は当然に公衆に開示される必要があり、誰が何のために株式を保有しているのかを明確にしなければ株主としては認めないという文化が根付いています。実質株主であることを隠し突如として株主として現れ公共の財産とされる株式会社を支配するつまり「俺の言うことを聞け」などということは決して許されず、当然



に議決権行使は禁止されることとなります。先ほど説明した通り、イギリスでは実質株主の開示を怠ると会社が裁判所に申し立て、裁判所の許可があれば議決権行使を禁止しますが、上場会社は取締役の裁量で議決権行使どころか株主総会の出席を禁止できます。定款自治という言葉がありますが古くから会社と株主の関係は定款といった私的な契約、約束ごとをお互い守ることが大事にされてきています。法律や貢献力が関与する前に当事者が定款に従って行動することが当然だと考えられてきてきています。

上村 そこでですね、会社というのは公益の器でもあるという考え方があるかと思うんですけども、日本国内での実質株主支配者を開示させる法律は存在するのかなのかですね、この辺りのその実質株主の可視化の目的と実現性はどうかですね。

坂東 実はですね、我が国で実質株主を明らかにさせる法令が全く存在しないというわけではないんです。外為法は外国投資家が指定された上場会社の1%以上の株式を取得しようとする時、事前に財務大臣等の主務大臣の許可を必要としています。もちろんほとんどの場合問題なく承認されますが、国防等の安全保障や公益を害する場合、大臣はその

株式取得の中止を命令することができます。外国投資家の株式取得には届け出者の事業方針等に影響を及ぼすものといった届け出事項があります。これは我が国の会社の株式を取得しようとするものを背後で操るものを明確にする目的があります。この届け出により外国投資家は実質株主を必ず明らかにする必要があります。

しかしこれはあくまで大臣による審査手続きに利用されるものであって公衆に開示されることはありません。一般市民の預かり知らないところで外国投資家と主務大臣が交渉し、主務大臣に安全保障や公益に支障があると判断すると株式の取得を辞めるように命令しますが、ここでも安全保障、公益といった言葉は法律に改正されているわけではなくあくまで主務大臣の主観的な判断、裁量で決定され、この外国投資家と大臣の交渉でも透明性が欠けています。株式投資は株主と会社の私人間の取引契約であって、このように国家権力が株式投資事体の可否に裁量的かつ積極的に介入することに違和感を持ちます。

上村 会社の経営陣はもちろんのことなんですけど、これから株式を取得しようとする人にとってですね現在、時点で実質株主が見える化されていることは



大きな安心感にもつながると思うんですね。我が国の実質株主開示制度に向けた行政外の取り組みは現在どのような現状にあるんでしょうかね。

坂東 もちろんこういった実質株主が透明性確保されることは重要なことだと思っています。今年3月に金融担当大臣は金融商品取引を所管する金融審議会に実質株主の透明性強化を諮問しています。大量保有報告制度や公開買付制度が導入されて以降、随分年月が経過しています。また諸外国の制度とも比較し大きく見直す時期に差しかかっています。

ヨーロッパでは実質株主を隠蔽し株式を取得した場合、拘禁刑や罰金に加えイギリスのように議決権行使が禁止される場合があります。ヨーロッパでは違法で議決権行使が制限される行為が我が国では全く不問とされ海外投資家ばかりではなく国内投資家も自由に株式を取得し自由に会社を支配することができます。株式市場はグローバルに展開され市場のルールはイギリスでもドイツでもそして日本でもイコールフットイング、つまりどの国であっても同

じ規定・規律であるべきです。実質株主の開示義務がなくまた大量保有報告や公開買付におけるルールに違反しても、お金さえ支払えば議決権行使が可能である我が国が法の支配にある国と呼べるのでしょうか。

今回の金融審議会の審議でこの海外ルールとの不均衡是正に向けて一定の前進が見込まれることを予想していますが、企業の株主の開示ルールは金融商品取引を所管する金融庁、議決権等の株主権の利害調整は会社法を所管する法務省と、我が国特有の縦割行政の弊害があり効果的な法改正は難しく、この縦割行政といった根本的な障害を解決すべきだと思います。新たな発想で上場会社を対象とした金融商品取引法と会社法が一体となった、つまり金融庁と法務省が共に協力しながら上場会社法制などの新たな法規性に取り組んでいく必要があると思います。

上村 はい、ありがとうございます。先生お時間も少なくなってきたんですがね、坂東先生はご勤務されている名古屋学院大学のラグビー部長をその兼務





って法律に決められた通りに金融庁とコミュニケーションしていく必要があります。このラグビーにも株式市場にも規律が重要です。学生にはプレイだけで結果を求めるのではなく規律を守りクラブ全体に貢献できるようにもお願いしています。

上村 はい、ありがとうございます。今日のお客様は名古屋学院大学法学部の教授であります坂東洋行先生でありました。「バブル経済から30年ぶりの株価上昇に湧く日本、本当の株主は一体誰なのか」をテーマにお話を伺いました。坂東先生の学問の現場からですね株主のあり方、考え方について実理を兼ねた大変示唆に富んだ貴重なお話をいただきました。未来を担う貴重な人材を育てる学問の現場で活躍されています坂東洋行先生ですね、益々のご活躍を期待したいと思います。坂東先生、今日はスタジオまでお忙しいところご足労いただきまして大変ありがとうございました。

坂東 どうもありがとうございました。

されているとお聞きしたんですけれども、学問とスポーツの掛け合わせというんですか、人間教育に素晴らしい味付けができそうで私はワクワク感を覚えるんですけれどもね、ラグビーにかかる経緯などをちょっとお話いただけたらと思うんですが。

坂東 はい、突然話題が変わりましたね。私は実は学生時代を含めてラグビーをやったことは1度もないんですね。息子が高校生までラグビーをやっています。息子が花園の全国大会に出場しましたがラグビーとの関わりはもっぱら応援でした。勤務校で縁があってラグビー部長に就任しましたがラグビー部長の役割は現場から1歩離れて学生たちの日頃の様子を見ながら変わったことがないかを発見することです。

これはガバナンスと言っていいと思います。学生スポーツを巡る不祥事、薬物や暴力事件など多く報道されています。全国大会など結果だけを求めているとその組織には必ず綻びが見え始めます。ラグビーは見ていてもとても楽しいですがそれだけではいけません。同時に学生たちのラグビー以外の様子を見て声をかけるようにしています。

ラグビーというスポーツは実は株式市場に似ているんですね。レフリーが見ていないからといって好き勝手やればいいのかというものではないんです。選手は絶えずレフリーとコミュニケーションを取りながらプレイをしなければなりません。少しでも気が緩んでラフプレイなど不公正なプレイをするとレッドカードで退場になります。株式市場でも金融庁というレフリーが存在して市場参加者も常にルールを守



坂東 洋行

名古屋学院大学 法学部教授
90年早稲田大学法学部卒、14年同大学院博士後期課程終了(法学博士)。18年4月から現職。「金融事業者のガバナンスと金融規制」(信託研究奨励金論集43号(22年)52頁)など、コーポレートガバナンス、役員報酬規制等、英国との比較法を中心に資本市場法制を研究領域とする。

著書

信託法とその社会的役割
(中央経済グループパブリッシング)

インボイス(適格請求書) 導入の課題

ー 事業者インボイス制度の本質が共有されているか ー

2023/09/13

今や消費税の存在は私たちの国家を支える予算の大きな支えとなっています。我が国の消費税が生みの苦しみを経て、現在の消費税法が成立したのは、1988年の竹下登内閣の時代です。施行から35年もの年月が経過しております。この消費税の導入に当たっては、国民への負担を少しでも和らげる目的で中・小零細企業者に対する数々の配慮がなされました。小規模零細事業者の納税事務負担や税務執行などへの配慮から、一定の事業規模以下の小規模事業者である売上げ1千万円以下の事業者については、いわゆる納税義務を免除する「事業者免税点制度」が導入されました。

さて、今年の10月1日からですね、この消費税の仕入れ税額控除の方式として、インボイス(適格請求書)制度がスタートします。これによって課税事業者はインボイスの発行と自ら発行したインボイスの副本の保存が義務付けられます。ですから消費税額の計算で控除される仕入れにかかる税額は、課税

事業者が発行するインボイスに記載された税額のみになります。このインボイス制度は、事業者が消費税の課税事業者となって、登録を受けた事業者が交付する適格請求書(インボイス)でないと消費税の仕入税額控除が出来ません。事業者は売上げがある消費税を受取りますし、逆に仕入れや経費の支払いをする時は、消費税を支払います。その売上げと仕入れなどの消費税の差額が納付すべき消費税額となるのが原則なんですね。

例えば1.部品メーカーが11,000円の売上げがあると10%の1,000円が売上げ消費税となります。この部品メーカーから2.完成品メーカーが部品を調達して製品を44,000円で売ると3,000円が(売上税4,000円-仕入れ税1,000円=3,000円)消費税となります。3.この商品を販売店が66,000円で消費者に販売すると2,000円(売上税6,000円-仕入れ税4,000円=2,000円)の売上げ消費税が発生します。

この部品メーカー(1,000円)、完成メーカー(3,000

円)、販売店(2,000円)の3者が納付する税額の合計は6,000円となります。結局最終的にはこの6,000円の消費税は消費者が支払う事になりますよね。ですからこの事から適格請求書に対する消費税の支払いがないと仕入れ税額控除が出来なくなります。

消費税は基準期間の売上げが1,000万以下である場合には、免税事業者になることが出来ます。この免税事業者は受け取った消費税を納付する必要がありません。この事からインボイス制度の導入で影響を受けるのは、1.原則課税を選択している課税事業者と2.免税事業者ですね。ここで大変重要な事は、原則課税を選択している課税事業者は、仮に免税事業者と取引したケースですね、仕入れ税額控除が出来なくなるので、消費税を多く納めなければならないという矛盾が生じます。この事はどういう事かと言いますと、取引きの例を使って説明しますと、Aという課税事業者の売上げが1,100万円とすると100万円が受取り分の消費税です。そして仕入れを2つの事業者からしたと想定して、免税事業





者B社から220万円を仕入れると、20万円が仕入れ消費税になりまして、課税事業者C社から550万円を仕入れると50万円が仕入れ消費税となります。

元来はA社が税務署に支払うべき消費税は、先程の100万から仕入れ先のB社、C社の20万と50万の合計70万を売上げ税の100万円から控除すると30万円(100万-(20万+50万)=30万円)の納税になります。しかしですね、B社の仕入れ消費税の20万円分については、B社が免税事業者ですからこの20万円分は仕入れ消費税として控除出来ません。ですから、A社が納付する消費税は、30万円ではなくて50万円(100万-50万=50万円)相当額を納付しなければならなくなります。

A社の納付する消費税が20万円分増える結果はど

の様な事が起こるかと言いますと、A社は、免税事業者B社とは取り引きをしない、したくないという選択が生じます。または、免税事業者B社に例えば仕入れ消費税分の20万円分を値下げする様に要求する可能性がありますよね。ただしですね、A社の取り引き先の免税事業者B社が代替品の出来ない唯一無二の商品を提供しているのであれば取り引きは継続されるかも知れませんね。このインボイス制度については、税務署に届出をすれば仕入れ課税控除が受けられる経過処置期間が設けられています。令和5年10月1日～令和8年9月30日までは仕入れ消費税の8割を、令和8年10月1日～令和11年9月30日までは同じく5割相当額を課税事業者として免除されます。国としては年間1,000万円以下の売上げの免税事業者が納めない消費税分である「益税」の解消を少しでも図りたいという思惑があ

るんです。

ここで先程、基準期間の年間売上げが1,000万円以下の事業者は免税事業者となる事をお話しましたが、課税事業者になるためにはですね、税務署長宛に「消費税課税事業者選択届出書」の提出をすれば課税事業者になれます。更にはですね、前々期(2年前)の課税売上が5,000万円以下または、1億円以下の事業者は帳簿を保存するだけで、仕入れ税額控除ができる「簡易課税売上事業者」の選択も可能なんです。売上げの消費税の一定率について、実際に発生した経費に関係なく「一定率の」「仕入れ課税控除」が認められています。この「一定率」を「みなし仕入れ率」と言ひまして、第一種事業から第六種事業に区分されています。

少し長くなりますが案内しておきますね。第一種事業者は、「卸売り業」の「みなし仕入れ率」は90%です。第二種事業者の「小売業」は80%、第三種事業者の「製造業・建築業・農業・林業・漁業」は70%、第四種事業者の「飲食業その他」は60%、第五種事業者の「サービス業・金融業」は50%、そして第六種事業者の「不動産業」は40%を「みなし仕入れ率」と定めています。先程も少し触れましたが、課税事業者が非課税事業者との取り引きについて不利益を被りますので今後どの様に対応するか悩む所かと思われます。ですから以前から取り引きのある事業者に対して、インボイス登録事業者でない事を理由に消費税分を支払わなかったり、取り引きを打ち切ったりした場合、独占禁止法違反や下請法違反になる場合もありますので注意が必要かと思われます。ですからフリーランスや理美容などの自営業者などを中



心に全国各地でインボイス制度に対する反対運動もありますね。その理由は、税負担よりも税務手続きの煩雑さにあるかと思えます。

税負担の公平性からすると、インボイス制度は止むを得ない部分があるかと思われます。課税制度は累進課税制度でも判かる様に、所得や事業規模に応じて差異が設けられたり、手続きの簡素化などが図られたり色々配慮がなされています。消費税の簡易課税制度や免税制度も同じ趣旨から成り立っており、不合理と否定出来ないものがありますね。インボイス制度は、免税制度を堅持しながら、反面免税制度を不定する様な部分もある様に感じ取れます。ですから当面は、免税事業者の相手方も8割の仕入れ税額控除が認められていますので、大き

な負担増にならないかと思われます。原理的なインボイス制度では、税務当局にインボイスが提供されます。商品の買手側は売り手側が発行するインボイスを税務当局に提出することによって、税務当局に対して、自らが申告した仕入れ税額が正しいですよと証明する事になります。ここで税務当局の立場としては、買手側が申告する仕入れ税額を売り手側が発行したインボイスに記載された売上げ額と照合して、合致しているかを確認できるんですね。ですから税務当局のクロスチェック機能が働く事となります。

このインボイス制度は、税務当局のクロスチェックとはまた違う意味での「適正性担保機能」が働くシステムでもあるんですね。例えばですね、売り手側

が納税額を抑えるために、売上げ税額を不正に過少申告した場合には、インボイスに記載する売上税額を実際よりも小さくすれば良い訳なんですけど、そうするとですね買手側の仕入れ税額が小さくなりますから、逆に買手側の納税額が本来の負担額よりも増額されます。これでは買手側は納得しませんよね。他方ですね、買手側が仕入れ税額を不正に過大申告すると、インボイスに記載される売上税額を実際よりも大きく記載する必要があります。これでは買手側の税額がやはり増えますから売り手側は、それを許さないとされます。さらには、売り手側と買手側が共謀して税額を小さく見せようとしても、インボイスがある限り両者の利害を一致させる事は出来ないんですね。ですから両者間の共謀は成立しない事となります。

取り引きの一方が勝手に脱税をしようとする(一方的脱税)事は可能かも知れませんが、売り手側と買手側のインボイスが合致しない事が、先程説明しました税務当局のクロスチェックで判る事となるんですね。この事は税務当局の発見も容易となりますから、申告者の不正に対する抑止力が働く事となるんですね。この様にですね、インボイス制度のシステムには、取り引き当事者間で適正性が担保される仕組みがインプットされているという事なんですね。

申告納税制度は、納税者が自ら税額を計算して国に申告納税する仕組みであって、考え方としてはとても民主的と言えます。この申告納税制度は納税者の性善説に基づくコンプライアンス(法令順守)を前提とした制度ですから、申告内容についての適正性は、税務署による税務調査という事後チェック機能



によって担保されています。他方ですね、このインボイス制度には自己制御機能が備わっていますから商取引段階で、取り引き当事者が互いにお互いの金額を正しく確認しますから逆に適正性が担保されます。この様な、税務当局の税務調査によるチェック体制は他律的なものなんですね。これに対して自己制御機能を持っているインボイス制度は、自立的社会への道を切り開く制度でもあると言えます。インボイス制度による行政効率化の向上、経費の削減は、デジタルトランスフォーメーション(DX)の進化と相まって、更なる進化が期待出来ます。24年1月から義務化される「改正電子帳簿保存法」への対応も企業取引のデジタル化を図るきっかけとなります。電子取引で受け取った書類は、取引の日付や金額、取引先を電子データとして検索できるシステムにする必要があります。政府はインボイス制度のシステム投資のための補助金制度を用意するなど企業活動のDX化を後押ししています。しかしもっぱら、中小企業や零細事業者にとって新た

なシステムの導入は、コスト面の上昇だけでなく、心理的にもハードルは高いと思われますね。

日本商工会議所が22年に公表したデータによると売り上げ高1千万円以下の事業者の内、8割程度が受発注のデジタル化に対応していないのが現在値なんですね。この問題について自治体が官民一体となって地域一丸でデジタルインボイスの導入を進めるのが岐阜県の例がありまして。県が主体となって受注から決済までをデジタル化するシステムを構築しまして、23年度から120社が参加して、実証実験を進めている例があるんですね。県が開催した意向調査は、中小企業団体の代表者からこのシステムを浸透させる難しさを指摘する声があったんですね。「中小・零細事業者」がついていけるのか、DX(デジタルトランスフォーメーション)と聞くと「身内が会計やっている所があるからいいよ」との事業者からの反応で中々響かないのが実情なんですね。岐阜県産業デジタル推進課の板津浩司課長は、「デジ



タルインボイスは、幅広く使えるようになって初めて絶大な効果がある。これまでの仕組みを変えることに抵抗感があるからこそ、皆で進めて行く雰囲気を作っていくのが大事」と指摘しているんですね。しかしながら時代の進化は容赦なくデジタル化を要求しています。この様な時代背景の中で多くの事業者に影響する制度の変更は確かに混乱を生むリスクも否定できません。しかし考え方によっては、古きものから新しいものへの仕組みの作り替えの好機到来という捉え方も他方、成り立ちます。中小・零細事業者にも支援の手を差し延べながら、デジタル化の推進を進める取り組みは、今まさに官民の力が問われ様としているのではないのでしょうか...

最後にですね仕入れ先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として、取引条件を見直す事を検討する場合もあるかと思うんですが、この場合独占禁止法などの法令上の問題はどの様に考えたら良いかという事なんですが、1番目にまず事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的には取引当事者間の自主的判断に委ねられていますから、免税事業者等の小規模事業者は、売り上げ先の事業者との間で、取引条件について情報量や、交渉力の面で格差があります。この様な場合取引条件が

一方的になり易い場合も想定されます。自己の取引上の地位が、相手方に優越している一方の当事者が取引の相手方に対して、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして、不当に不利益を相手方に与える行為は、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となる恐れがあると言う事ですね。取引先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すその事自体が、直ちに問題となるものではないと思われます。しかし取引条件の見直しについては、「優越的地位の濫用」に抵触する恐れがありますから注意が必要という事です。

例えば課税事業者が取引対価の引き下げを申し入れるケースが考えられます。課税事業者が仕入れ税額控除が出来ない事を理由として、免税事業者に対して取引価格の値下げの再交渉において諸経費の支払いに係る消費税の負担をも考慮した上で、双方合意した上での取引価格の設定すれば、結果的に従来よりも取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法に抵触するものではないと解されます。しかしながら再交渉が単なる形式上に過ぎず仕入れ業者(買手)側の都合のみで著しく低い価格を設定して、免税業者が負担していた消費税額も払えない様な価格を設定した場合には、





位の濫用として問題となります。4番目に購入・利用強制について、優越した地位にある事業者(買手)がインボイス制度の実施によって、商品・役務以外の商品・役務の購入を要請した場合仕入れ先が、事業遂行上必要としない商品や役務であった場合等も同様に優越的地位の濫用となり問題となります。

5番目として、取り引きの停止について考えてみます。事業者がどの事業者と取り引きするかは、基本的には自由なのですが例えば、相手方に対して優越的地位の事業者(買手)が、インボイス制度の実施によって、仕入れ先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も支払い出来ない様な価格など著しく低一取り引き価格を設定したりして、不当に不利益を与えることとなる場合、これに応じない相手方との取り引きを停止した場合は独占禁止法上問題となる恐れがあります。

以上、事例をいくつか列挙しましたが、取り引きの対応には充分慎重に対応する必要がありそうです…。

優越的地位の濫用として、独占禁止法に抵触する恐れがあります。また、取り引き上優越した地位にある事業者(買手)からの要請に応じて仕入れ先(売手)が免税事業者から課税事業者となった場合にも、仕入れ先(売手)が納税義務を負うこととなる消費税分を勘案した取り引き価格の交渉が形式的なものに過ぎず、著しく低い取り引き価格を設定した場合についても同様と考えられます。2番目として次に商品・役務の成果物の受領拒否返品についてですが、取り引き上の地位が相手方に優越している事業者(買手)が、仕入れ先から商品を購入する契約をした後において、仕入れ事業者が免税事業者であることを理由として、商品の受領を拒否することは優越的地位の濫用になります。また、同様に仕入れ先から受領した商品を返品することは、どの様な

場合に、どの様な条件で返品するかについて、仕入れ先との間で明確になっておらず、仕入れ先に予め計算出来ない不利益を与える事となる場合、正当な理由がないのに、仕入れ先から受領した商品を返品する場合は、優越的地位の濫用として問題になります。

3番目に協賛金等の負担の要請などについてですが、取り引き上優越的地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施によって、免税事業者である仕入れ先に対して、取り引き価格の据置きを受け入れる代わりに、取り引きの相手方に協賛金や販売促進費などの名目で、金銭の負担を要請することは、取り引き先に予め不利益を与える事となる場合、仕入れ先に不利益を与えることとなるから、優越的地





上村 株式会社ターフ・コントラクトの代表取締役社長の砂山武則さんをスタジオにお招きしております。砂山社長の経営されている会社は1999年の創業で、千葉県市原市に本社がございます。ゴルフ場の芝生の維持管理とかゴルフ場の経営受託などを行っている会社なんですね。そこで、今日はゴルフについてのお話なんですけど、日本のゴルフ場の数は2023年4月時点で2133カ所ありましてですね、日本のゴルフ人口は2022年が560万人なんですね。スポーツマーケティング社の22年の調査によると男性のプレイヤーが63%、女性のプレイヤーが37%とですね、2019年に比べて女性プレイヤーが17%も増加してるんです。このゴルフプレイヤーの楽しい時間の提供というのは実はこの裏方のメンテナンスプレイヤーの目に見えないその企業努力があるんですね。

砂山社長は、若い頃プロゴルファーを一時期目指した時もあったということで、ゴルフプレイヤーの目線が分かっているだけでなく、裏側のメンテナンスの

難しさも熟知されています。ゴルフのことなら鬼に金棒の存在でしょうかね。では早速色々とお話を伺っていききたいと思います。砂山社長どうぞよろしくお願いいたします。

砂山 よろしくお願いいたします。まず芝の種類からということでお話しさせていただきたいと思いますが、日本では暖地型の芝と寒地型の芝ということで2つに分けられると思うんですよ。暖地型の芝というのは高麗芝、野芝、あとバミューダグラス。寒地型の芝というのはベントグラス、ブルーグラス、フェスキューという形になるんです。暖地型と寒地型の境というのがですね、秋田と岩手を結んだ線ぐらいがそれから北は寒地型で南は暖地型という話になるんですけどもね。

芝の特徴ということなんですけれども、ブルーグラスとかベントグラスといった寒地型の芝というのは冬でも緑ということでもっとも綺麗なわけですよ。ただゴルフ場の芝ということになりますとフェアウェイ

ゴルフ場の裏側知っていますか？

— 株式会社ターフ・コントラクト

代表取締役社長 砂山武則さま —

2023/09/27



の芝になりますとちょっと腰が弱い。非常にボールが沈んでしまってダウンプローに打たないといけないといったように技術的に難しくなるわけです。その点、暖地型の高麗、野芝というのは腰がしっかりしてましてね、ボールがふわって浮いてるものですから、きれいに払って打てるという特徴があるんです。

寒地型の芝というのは冬、青いもんですからサッカー場なんかにも使われてまして非常に見栄えがいいということで重宝されています。例えば、日本のゴルフ場の最初の頃はですねベントグラスと高麗のツググリーンということでベントは冬場、高麗は夏場という形で北海道から九州まで使用されています。沖縄はちょっとまた話が別です。完全にベントグリーンは使えませんので、そういう形でやってるんです。

ゴルフというのは本来はワングリーンでないといけないって決まりがあるんですよ。それが日本だけこういう気候ですから、昔からベントと高麗のツグ

グリーンという日本独特の進化があったわけです。だけどバブルの時にですね2つじゃあおかしいじゃねえかっていう話が出まして(笑) 海外と比較して、日本でもバブルの時にベントのワングリーンっていうのがもてはやされました。お金がいっぱいある時代ですから。それでどこもかしこも砂にして薬剤もふんだんに使ってベントのワングリーンということでもうまくいったんですが、今こういう温暖化が当たり前の時代、ベントのワングリーンというのは非常に難しい。そういう具合でこれからは昔に立ち戻り、ベント、高麗のツググリーンというのがこれからはもてはやされますね。

上村 ただ砂山社長、高麗っていうのは非常にきつい芝ですよ。球のスピードが落ちるとグリーン上では切れてしまうとかアマチュアにとっては非常にプレイが難解になってしまう部分があると思うんですがね、それでもそこに回帰する。



砂山 それですね、いいことにですね、ここ3~4年の話なんです、さっきの暖地型の中で高麗芝、野芝、バミューダグラスって話をさせていただきました。そのバミューダグラスの改良品種ですね非常にいいのができたんですよ。そうなってくると、ベントよりもっといい転がり方をするかもしれません。茎刈りができて。

上村 そうするとアマチュアにとってもプレイしやすくなりますね。プレイ時間も短くなると。

砂山 高麗のバサバサというイメージがあると思いますが、もう今そういう時代じゃなくて、ここ2~3年どんどんどんどん普及してますよね。ただ、残念なことに冬は茶色くなっちゃうんです。暖地型の芝ですからね。それだけは欠点なんです。夏の高麗グリーンと比較してバミューダグラスのグリーンというのはとっても速さが出て硬くできる。ものすごい芝なのでぜひ今度回って見ていただきたいと思います。

上村 ありがとうございます。ゴルフというのはやっぱり最終的なスコアを縮める部分というのはグリーンの部分もかなり大きいですからね。グリーンに乗ってからのプレーというのがね。

砂山 この間、女子のトーナメントが北海道でありましてね、9月の第1週ですか、フェアウェイが全部枯れちゃったんです。今年の北海道は暑くて。今度は九州で次の週にトーナメントだったんですよ。長崎なんですけども、グリーンが真っ茶色で、ベントグリーンなんですけど。

上村 枯れた？

砂山 そうです、暑くて。こんだけ日本の気候が変わってしまっちはね。太陽が無理ですという話になっちゃう。

上村 気候変動による影響はかなり大きいということですね。ところで、ゴルフコースの増設など、コースが完成した後にですね、コースのレイアウトやカート道路の配置などによってプレイ時間が非常に遅延するとかですね、稼働して初めて影響がわかる部分も結構あるかと思うんですね。まあそうしますと一部コースの改造とかレイアウトの変更などの問題に直面する場合は結構あるんじゃないかと思うんですがね。この辺りはプロから見た場合いかがなんでしょうかね。



砂山 私はですねゴルフ場の造成も結構やってました。設計もやってたんですよ。その時の例をちょっとお話しさせていただくと、ゴルフコースの造成というのはゴルフ場の設計家という専門家がいるんです。言うなればゴルフ場デザイナーです。その方ですね、設計料というのがですね、一体いくらだと思いますか？なんと100万ドル。もうだいぶ前から1ドル200円の頃ですから2億円ですね。

上村 今でも1億4000万円。

砂山 そういうことです。それくらい高い値段をとる代わりに、図面は書きグリーンを図面も書く。ティーグラウンド、フェアウェイ、マウンドということで全部図面を書いて担当者が来てくれて、一つ一つチェックしてくれて。全部やってくれるんです。メンテナンスも芝の管理も全部指導してくれるんですけどね、そ

ういうことで高いお金を取られる。

けれどもすべてが終わってからそういったトラブルが起きるって言うのはほとんどないですね。日本の設計家だともうちょっと安いんですけどね。交通費がないですからね。そういう形でねものすごい金を取りますから、そういう風な問題はほとんど記憶にないですね。

ただですね難しすぎちゃってこのホールだけ土日
は3組も4組も使えちゃうよっていうのがあるんです
ね。

上村 コースによってはですね、ホールによってで
すね。

砂山 そういのが問題になりましてね、それを
改造するとなるとお金がかかってしまいますから。
ちゃんと分析しましてね。私なんか指導してるの
は、OBなのかボールがなくなっちゃうから遅いの
か、あとグリーンが難しすぎちゃって遅くなるのか、
あと池越えをやってこれ超えないからとか入っちゃ
うから遅くなるのかっていうのをちゃんと分析しま
してね。

それでローカルルールを作ってですね、狭かったら
プレイング4でグリーンのそばに特設ティー作っ
ちゃう。あと池だったら向こう側でプレイング3で向
こうから打てますよってというような形ですねそう
いうのをやると非常に早くなりますよね。

上村 プレイヤーの一番の悩みはやはりなんと
いってもバンカーにボールが入ってしまってますね、

脱出する場合かと思うんです。プレイヤーの皆さん
も一度や2度はその経験があるかと思うんですけれ
ども、プレイヤーがバンカーの砂をならさないで次
のホールへ行ってしまったと。で、プレイヤーが残し
た靴跡の穴にボールが入ってしまって脱出が難しく
なるケースとかですね。大雨の後に水たまりやバン
カーの砂地が雨に流されて地面が露出している
とかですね。バンカーという大変厄介なハザードのメ
ンテナンスについてはいかがでしょうか。

砂山 毎日毎日ですね、機械でバンカーは全てなら
すんですが、キャディ不足でセルフプレーというの
が増えてきてるんです。ですから管理で一生懸命朝
ならしてどうぞという形でやるんですけども、トップ
の組がならしてくれなかったら、ずーっと足跡が残
るわけです。コース管理もですね、途中でならしに行
くっていいのはできないことなんですよ。



らないことが多いんですね。それでバンカーの中に水が入るようなデザインをしてしまう。理由はとっても綺麗なラインが出るからです。日本の設計家ですと雨がいっぱい降るとわかってますから、ハローという水に入らないようにちょっと土手作っちゃうわけですね。そうすると多少見栄えが悪くなってしまいます。そういうのがあってね、どんどんどんどん入ってしまうというのがありますよね。

上村 ゴルフ場の設計というのは、自然をいかに生かすかと、環境を破壊しないコース作りっていうのはとても重要な要素だと思うんですね。経営の面から見た場合ですね、完成したコースは運営を続ける限りメンテナンスを続けなければならないわけで、当然機械化による作業の効率化に傾斜する部分があるかと思うんですね。コースの設計の仕様によっては機械化の導入が容易にできない部分とか、いわゆる機械化がコースに適合できない部分とか当初のコース設計の理念と時代の変化で効率化にそぐわない部分が結構生じてくる部分があるかと思うんですけれどもね、この辺りいかがでしょうかね。

なので、そういうことがないようにということで、セルフプレーの場合はカートとかトイレにですね、ならしてくださいとお願いを書いて、やっぱりセルフ化というのでそういうのはもう非常に問題になってますよね。必要になってくるのは、使いやすいバンカーならし機、バンカーレーキですね。それと熊手のように爪だけっていうのあれは深く入っちゃってならしにくい。パイプにちょっと爪がついたやつがあります。

上村 軽くて持ちやすい、操作しやすいと。

砂山 そういうのをちゃんと置きなさいっていう指導をしているところなんです。とはいえ、なかなかやっぱりセルフ化というので非常に難しい話ではありますね。あとバンカーの砂が流されちゃうとか水が溜まるというのには原因があるんです。

バブルの時に外国人の設計家に頼むコースがいっぱいあったわけです。そうすると外国人の設計家っていうのは日本の気候を知



砂山 コース管理の話になってしまうと、人件費の削減ということでですね、機械の導入ということで、ただ機械化というのはもう皆さんどこでもやってると思います。私が今回お話ししたいのは、大型機械の導入ということで人件費を節減しようという話になるんですけどね。やっぱりゴルフ場の置かれた状況ってというのがありますから、私なんかゴルフ場をですねトーナメントコースと名門コース、一般コース、パブリックコースと4つに分けています。

トーナメントコースや名門コースともなりますとね、もう読んで字のごとくじゃないですけど、トーナメントやってると営業しなくてもたくさんどんどん来てくれるんですよ。だからある程度余裕がある。名門コースは予約するだけでも大変。メンバー紹介で同伴じゃないとダメだとかそういう話になってしまいますから。

問題は一般コースとパブリックコースということで

すよね。一般コースではですね、私なんかはいま75歳になるんですけどね、団塊の世代が終わっちゃうとプレイできなくなっちゃうと、倒産するコースが出てくるんです。お金をかけられない。大型機械入れようと思ったってちょっと難しいコースもたくさんあります。

上村 先ほども少し触れたんですけども、ゴルフコースの設計はどうしても戦略性とかデザイン性とかが優先される傾向が強いかと思うんですね。コースの評価基準を押し上げることに傾注する部分があるかと思うんですけども、メンテナンスの専門家をご覧になった場合、今後のゴルフコースの開発のあり方というのは時代の要請で従来の開発発想からですね、むしろ少しでも人手を減らす、メンテナンスに重心を移すべきと。またあわせて質を落とさず利用料金の低減化など課題は非常に多いと思うんですけどもね、この辺りはいかがですか。



砂山 そうですね、削減するにはまず一番金がかかるのがコース管理なんです。それをですねコース管理の費用を抑えとなるとコースのデザインを変えなきゃいけないという、グラスバンカーも少なくしてサンドバンカーも少なくしてといった管理しやすいデザインにしないと生き残れないと思います。トーナメントだとか名門コースは別ですけども、やっぱり普通のコースですと大型機械で人件費、要するに人数を少なくしてパッと帰れるように急いでですね、ロストボールはなくなる、フェアウェイを広くする、あと打ちやすいという形にしてどんどん回るような形で、それだからリーズナブル、という薄利多売じゃないですけどお客さんをいっぱい呼んで経営を成り立たせるという風な手法を取らないとこれから生き残っていけないんじゃないか、と思います。要するに都心から遠いコースっていうのは何もしないと潰れていくという話になり、それくらい今厳しい時代が来ています。

上村 我が国もその少子高齢化ということで確かに冒頭で女性のプレイヤーも増えているけども、基本的にはやはり減少傾向になるんという見通しなんです。

砂山 団塊の世代が終わっちゃうととんでもない数

字が少なくなっちゃいますんでね。

上村 お時間も残り少なくなってきたのですが、砂山社長、プレイヤーとしても相当な技術とかですね、実績とか経験をもう一度お聞きしておましてですね、自身のプレイヤーとしてのこれまでの考え方とか生き方、そしてこれからの取り組みや目標などをお聞かせいただけたらと思うんですけどいかがでしょうか。

砂山 私の考えてる一つとしてですね、ゴルフとはということなんですけどね、ゴルフって審判がないスポーツなんです。サッカーとか野球とかテニスというのは審判が必ずいるじゃないですか。野球なんかですとリクエストですか、やるじゃないですか。写真判定ですよ。でもゴルフはそういうのがないです。ですから自分が審判ということで。だからやっぱりなんて言うんでしょうか、人柄が出るという話になっちゃうんですよ。

上村 よくそういう話を聞くのですけれど、そのあたりからやっぱり来てるんですね。

砂山 そうなんです。ゴルフの良さというのは、止まっているボールに命を与えるスポーツなんです。だ



からもっと極論を言いますと、死んでるボールに命を与えるという。そういうスポーツなんですよ。私なんか始めてからもうのめり込んでしまって。ちなみに、私の経歴、元々は栄養士なんです。東京農大で栄養学科出てましてね。それがゴルフしちゃったおかげで、ゴルフの面白さに誘われてこういう作ったり管理設計という商売に入っちゃったんですけどもね。

ですからこれからの夢というのは、若い人をですね、どうしても育てたいなというのがあるんです。ルールわかんない人っていっぱいいるんですよ。試合出たって間違える人いっぱいいますからね。若い方々にそういう指導もしていきたいなと思ってます。死ぬまでゴルフ場に携わりたいな、プレーも仕事もって話になるんですけどね。

上村 ありがとうございます。今日は、株式会社ターフ・コントラクト代表取締役社長の砂山武則さんをスタジオにお招きしまして「ゴルフ場の裏側知っていますか？」のタイトルで私たちゴルフプレーヤーが1日を楽しんでいるゴルフコースのとても重要で

大切な裏方を支えているゴルフ場のメンテナンスについて、お話をいただきました。砂山社長のますますのご活躍とご発展を期待したいと思います。砂山社長、今日はスタジオまでご足労いただきまして誠にありがとうございました。

砂山 ありがとうございます。



砂山武則

株式会社ターフ・コントラクト 代表取締役社長
1948年(昭和23年)山梨県生まれ。1971年(昭和46年)に東京農業大学農学部栄養学科卒業。株式会社東京芝生に入社、ゴルフ場造成及びコース管理に携わる。特にジャックニクラウスの設計・管理会社との出会いで、アメリカのコース造成・管理方式を研究し、我が国の風土に適するグリーン構造として、ピュアーサンド方式の研究に取り組む。

平成11年に株式会社ターフ・コントラクトを設立。
平成21年同社代表取締役就任。



こわれること いきること

あなたに会えて本当によかった。

震災で家族を失った遥が、介護施設での出会いを通して、希望を見出そうとするヒューマンドラマ



吉田伶香 藤田朋子 宮川一朗太 斉藤暁 寺田農
 風祭ゆき 丸純子 兼次要那 福原雅菜 大野佑紀奈 神倉千晶 木村八重子 五頭岳夫 外波山文明
 監督・脚本・編集/北沢幸雄

企画/上村賢男・飯泉幸夫 製作/上村賢男・井口秀和・飯泉幸夫 プロデューサー/飯泉幸夫 撮影監督/吉本和人 照明/清路佳之・津田道典 美術/日増タリス亮 録音/白井勝 編集/佐藤芳郎
 スタylist/石井裕子 ヘアメイク/岡田沙織 VE/田代清由紀 MA/山下裕康 音楽/田村友次 楽器演奏/フルート指原・山田ゆう子 制作担当/中根克 キヤスティング/北山由利子・稲岡大二郎
 エンディングテーマ「小さな声でも」 作詞/TAKA 作曲・編曲/高澤タカ 監/Tabbie 製作/三英堂商事/アイ・エム・ティ 製作協力/DKX/レイ・グロウ・エンタテインメント/朝日いわき小劇場
 協力/いわき市「いわきフィルム・コミッション協議会」いわき市常盤支所 東京未来大学福祉保育専門学校 配信/アイ・エム・ティ 配信協力/FLLCKK 宣伝/とことん
 2022年/126分/カラー/スタンレオ ©三英堂商事/アイ・エム・ティ
 協賛/日本生命保険相互会社 武蔵野営業部 東アミダ設計 株式会社シモヤマ 看護営業部 三時電気株式会社 情報通信ネットワーク事業本部 エス・イー・シー・エー・エー株式会社 株式会社クレアンスメディア
 株式会社エム・ティ・コード タイキエムド経営者倶楽部 株式会社西郷山SP 株式会社門Y トップグループ ラトビ 株式会社エフコム放送株式会社「観音院 クジラ大学」 システム・テン株式会社 気手楽手くんの家 家族の家ひまわり



自社製作映画「こわれること いきること」
最優秀作品賞受賞
 最優秀俳優賞(藤田朋子)



第二回
**宮古島チャリティー
 国際映画祭**



かねてご案内の弊社製作映画「こわれること いきること」の
 本作品が宮古島チャリティー国際映画祭(6/30~7/2)で
 最優秀作品賞、最優秀俳優賞(藤田朋子)のダブル受賞の
 栄冠を頂きました。これも一重に多くの皆様方のご支援の
 賜物と、ここに心より厚く御礼申し上げます。

宮古島チャリティー国際映画祭

企画・制作
 株式会社三英堂商事 映画専用ページ



施設一覧 List of Facilities

2023年09月現在

株式会社三英堂商事では現在、13ヶ所の有料老人ホーム「家族の家ひまわり」、3ヶ所のグループホーム「気手来手くんの家」、時代のニーズに答えて20ヶ所のサービス付き高齢者向け住宅「家族の家ひまわり」、有料老人ホームと同様のサービスを提供する9ヶ所のサービス付き高齢者向け住宅「家族の家ひまわり」(特定施設)を建てて、見守り付きの安心の住まいで暮らしたいという皆様の声にお応えしています。

私たちの基本理念

- 感謝と尊敬
- 真心のお手伝い
- 家族の絆の架け橋
- 社会参加と共生
- 未来の価値の創造
- 無上意のサービス
- 進化への対応

介護のご相談コーナー

介護に関する各種相談に応じています。詳細はお気軽にお尋ね下さいませ。



お客様相談センター

TEL 03-5466-1571 (代表)

FAX 03-5466-2837

0120-81-3810

受付時間 9:00 ~ 18:00 土日祝を含む毎日

okyakusamasoudancer@ saneido.co.jp

<https://www.saneido.co.jp/>



ご利用される時の ADL の例

経管栄養(胃ろう)、持続導尿(バルーン留置)、ペースメーカー使用、在宅酸素使用 など...

<p>自宅での介護に 限界を感じている</p> <p>ご家族に変わって親身に 介護させていただきます</p>	<p>自宅医療に 限界を感じている</p> <p>看護師が日中常駐し、 医療サポートいたします (受入可能な医療対応はご相談ください)</p>	<p>生き甲斐を 取り戻したい</p> <p>独り暮らしは孤独で不安。 共同生活で社会参加したい方</p>	<p>病院から退院を促され 行き場がない</p> <p>退院までの期間が 短い方もご相談ください</p>	<p>自宅での看取りに 自信がない</p> <p>看取りについても お気軽にご相談下さい</p>
--	---	---	--	--



プロフィール

上村 岩男 (かみむら いわお)

株式会社三英堂商事 代表取締役社長。

1948年、鹿児島県生まれ。1977年、29歳のとき、不動産管理業務を中心とする三英堂商事を創業(1978年には株式会社三英堂商事に改組し、代表取締役に就任)。1998年から介護事業に参入、現在は首都圏を中心に介護付有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅、地域密着型のグループホームを運営する。

書籍の紹介

人生の最後を「感動」で締めくくる! 介護施設選び5つのポイント



介護施設の利用がごく当たり前となっている状況のなかで、高齢者やその家族にとって非常に大きなテーマとなっているのが施設選びを検討する時「どのような介護施設を選べばよいのか」です。

「感動の喜びを得られる介護施設であれば、利用者は生き甲斐と希望を獲得できる」ということを強調、感動を味わえる施設を見つけるためにはいくつかの着眼すべきポイントについて実例を挙げて詳しく解説しています。

最期に豊かな人生を送りたいと願っている高齢者の方々やその家族にとって、ささやかな手助けとなることを願った一冊です。

HIMAWARI MAGAZINE

RECOMMENDATIONS FOR THE FUTURE

上村岩男の”直言直行”
- 未来に誇る日本のために -

2023 Autumn

Saneido Corporation
KAMIMURA IWAO

株式会社三英堂商事の
ホームページはこちらから

三英堂商事



<https://www.saneido.co.jp>

